

第2期島田市子ども・若者育成支援計画

しまだ大井川「子ども・若者プラン」

～育てよう健やかに 支えようみんなで～

(案)

平成31年3月

島田市



も く じ



第 1 章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	計画の位置づけ	2
4	子供・若者の範囲と計画の対象者	2
5	計画の基本理念	3
6	計画の基本的な柱	3
7	計画の体系	4

第 2 章 子供・若者を取り巻く現状と課題 子供・若者施策の展開

【基本的な柱 1】 すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

1	子供・若者の自己形成を促す支援	5
	（1）豊かな心と健やかな体の育成	5
	ア 情操教育、道徳教育、人権教育の推進	
	イ 健康・安全に関する教育の推進	
	ウ 生活体験、自然体験、福祉体験、スポーツ体験の推進	
	（2）基礎学力の確保（特別支援教育を含む）	9
	基本的生活習慣の形成	
2	社会の変化に対応できる力の育成	10
	（1）情報教育の推進	10
	（2）消費者教育、環境教育の推進	11
	（3）国際理解教育、国際交流事業の推進	12
3	自立を育む多様な活動への支援	13
	（1）社会参加、交流の推進	13
	（2）スポーツ活動、文化活動、自然体験等社会参加の促進	14
4	若者の職業的自立と就労支援	15
	（1）職業能力や意欲の習得（キャリア教育の推進）	15
	（2）就労支援の充実	16

【基本的な柱 2】 困難を有する子供・若者やその家族の支援

1	発達支援システムの充実（横の連携、縦の接続による継続的支援）	18
2	相談体制の充実	20
3	困難を有する子供・若者の自立に向けた支援	22

(1) 障害のある子供・若者への支援	22
ア 身体障害	
イ 知的障害	
ウ 精神障害	
エ 発達障害	
オ 愛着障害	
(2) 虐待、いじめ、不登校等の問題行動への支援	29
ア 虐待	
イ いじめ	
ウ 不登校	
(3) 非行や立ち直りの支援	33
(4) 子供の貧困に対する支援	37
(5) ひきこもり、若年無業者（ニート）等に対する支援	39
ア ひきこもり	
イ 若年無業者（ニート）	
(6) 特に配慮の必要な子供・若者への支援	43
ア 自殺	
イ 10代の性	
ウ LGBT	
エ 課題のある外国人の子供・若者への支援	
オ 慢性特定疾患や難病を抱える子供・若者への支援	

【基本的な柱3】 子供・若者ととともに育ちあう地域づくりの推進

1 家庭の教育力向上のための支援	47
2 地域の教育力向上のための支援	48
(1) 世代を越えた地域力の強化（大井川流域の豊かな資源を活かす）	48
(2) 青少年リーダーや青少年指導者の育成	50
3 子供・若者を取り巻く社会環境の健全化	52

【基本的な柱4】 推進体制の整備・充実

1 市の体制の整備	54
2 国、県、近隣市町との連携	54
3 社会総がかりによる取り組みの推進	55
4 計画の進捗管理と評価	55

資料編

1 数値目標、目標事業量	56
2 国、静岡県、島田市の「子ども・若者育成支援計画」の流れ	60
3 島田市における「困難を有する子供・若者の支援イメージ図」	61
4 島田市における「発達支援事業と発達支援システム」	62
5 子供・若者に関連した法律各種	63
6 第2期島田市子ども・若者支援計画 策定経過	65
7 第2期島田市子ども・若者支援計画に携わった人	66
8 島田市青少年問題協議会条例・同施行規則	67
9 島田市子ども・若者支援地域協議会要綱	71
10 子ども・若者支援地域協議会設置数の推移、参考書類	73
11 子ども・若者育成支援推進大綱（概要）	74
12 夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プランー第3期静岡県子ども・若者計画ー（骨子）	77

第1章 計画の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方



1 計画策定の趣旨

平成22年に策定された国の『子ども・若者ビジョン』は、平成26年7月の「子ども・若者育成支援推進大綱の総点検」を経て、平成28年2月、『子供・若者育成支援推進大綱』として生まれ変わりました。

また、静岡県は、「子供・若者が、“有徳の人”として自立し、夢を実現できる地域をめざして」を基本理念に、平成30年3月に『第3期静岡県子ども・若者計画』をスタートさせています。

こうした中、本市は、国の大綱、県の計画を反映させるとともに、関連する本市の他の計画との連携を図りながら、このたび『第2期島田市子ども・若者育成支援計画“しまだ大井川子ども・若者プラン”』を策定いたしました。

新プランでは子供・若者の健やかな成長と自立を支援することにとどまらず、多様な生き方や価値観を認め、社会作りに参画する人材の育成を支援するため、関係部署が連携をとりながら、それぞれの立場で様々な事業に取り組んでいくことをねらいとしています。

特に、このプランの重点施策である「基本的な柱2」“困難を有する子供・若者やその家族の支援”については、きめ細やかさが求められるため、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「地域自立支援協議会」等がつながりを深めながら有機的に連携していくことを意識しました。

また、「基本的な柱1」では、困難を有する子供・若者に限らず、「すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援」を据えました。

子供・若者を取り巻く環境は、明るく転換しているものも少なくありません。福祉問題や福祉活動への関心、平成23年3月11日の東日本大震災を契機としたボランティア活動への意識、平成28年7月の参議院議員通常選挙からスタートした18歳選挙権への関心、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックへの期待感、更には、2022年からの「18歳成人」の誕生…と、移りゆく時代の中で子供・若者は成長していきます。

こうした変化の中で、子供・若者に関する現状と課題をしっかりと見極め、次世代を担う子供・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくため本計画を策定したものです。

※内閣府と県が、「子ども」を「子供」という表記に変更したため本市もこれに準ずる。ただし、法律名や計画名など固有名詞については「子ども」が使用されているため、本計画についても「子ども」と表記する。

2 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

なお、子供・若者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 計画の位置づけ

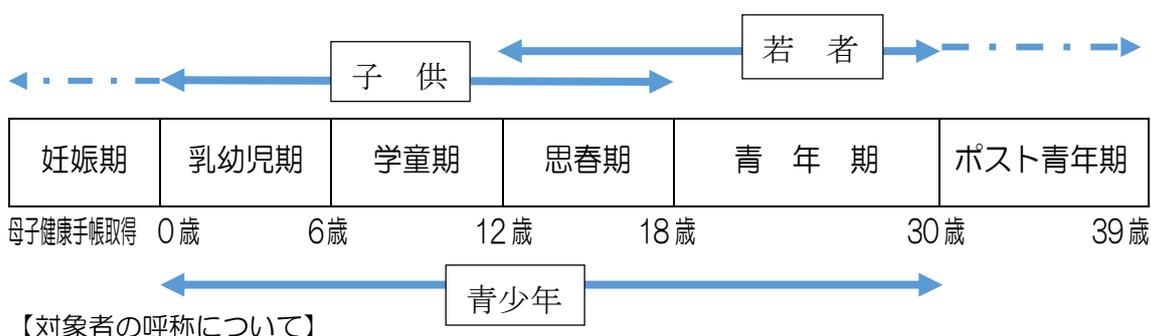
本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づき、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用など、様々な分野の壁を越えて、互いに連携・協力して育成支援ができるよう、包括的な計画として策定します。

また、本計画は、国の「子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月）」、県の「第3期静岡県子ども・若者計画“夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン”（平成30年3月）」、本市の子育て支援、発達支援、障害者支援及び教育行政等に関わる施策を踏まえて策定し、すべての子供・若者の健やかな成長と困難を有する子供・若者の自立に向けた支援を総合的かつ計画的に推進する指針とするものです。

4 子供・若者の範囲と計画の対象者

本計画の子供・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満の者としませんが、施策によっては、妊娠期（誕生前）からポスト青年期（40歳未満）までを対象とします。

なお、本計画では、「子ども・若者育成支援推進法」にならい、従来の「青少年」に代えて「子供・若者」という用語を使用しますが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用します。



児童・生徒⇒「学校教育法」では、小学校・特別支援学校小学部に在籍する者を「児童」とい
い、中学校・高等学校に在籍する者を「生徒」という
「児童福祉法」では、18歳未満を「児童」という

少年⇒「少年法」では、20歳未満、「児童福祉法」では、小学校就学時から18歳までの者

青少年⇒「環境整備等に関する法律」では、18歳未満の者

【本市における子供・若者の人口推移と総人口に占める割合】

単位:人・%

	乳幼児期 0~5歳	学童期 6~11歳	思春期 12~17歳	青年期 18~29歳	ポスト青年期 30~39歳	合計	総人口	割合
H26.4.1	4,967	5,429	5,757	11,571	11,964	39,688	101,159	39.2
H27.4.1	4,913	5,328	5,737	11,233	11,740	38,951	100,646	38.7
H28.4.1	4,840	5,269	5,645	11,061	11,496	38,311	100,127	38.3
H29.4.1	4,722	5,299	5,544	10,862	11,366	37,793	99,761	37.9
H30.4.1	4,610	5,229	5,514	10,539	11,137	37,029	98,909	37.4

資料：島田市人口統計（外国人を含めた集計）※割合は小数点以下第2位を四捨五入

5 計画の基本理念

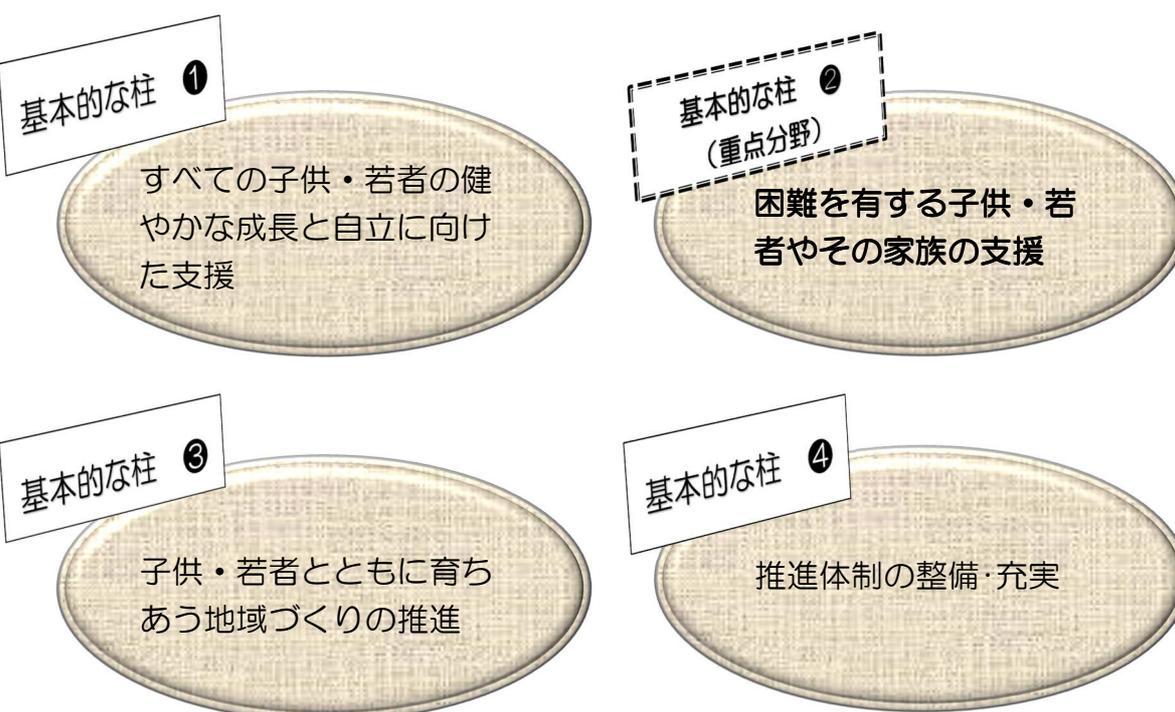
育てよう健やかに 支えようみんな

を本計画の基本理念とします。

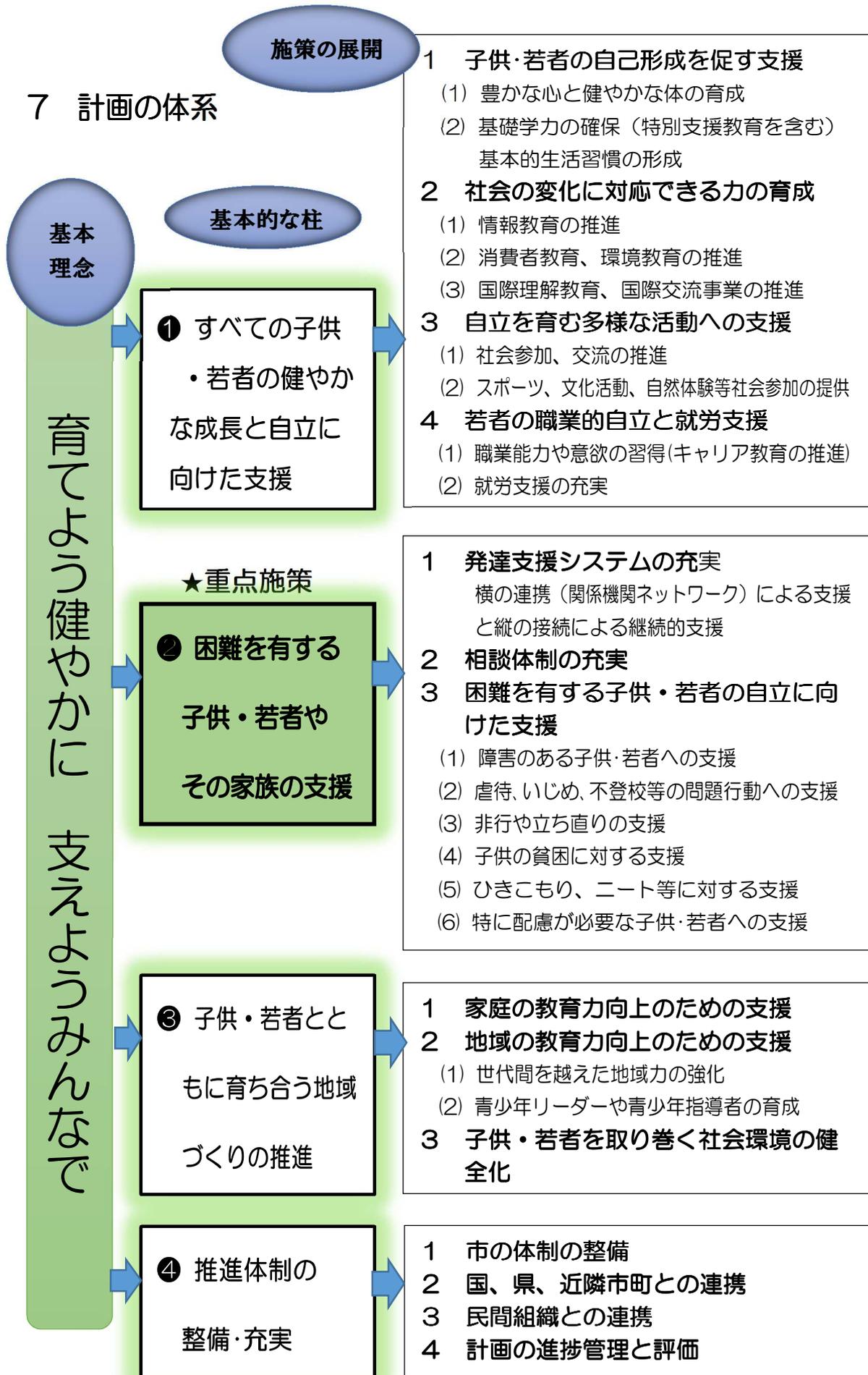
すべての子供・若者が、豊かな人間関係を築きながら、自立した個人として健やかに成長していくための支援計画です。

6 計画の基本的な柱

上記の基本理念を踏まえて、基本的な柱を次の4つとし、それぞれ施策の展開を示し、より実効性のある計画とします。



7 計画の体系



第2章 子供・若者を取り巻く現状と課題

子供・若者施策の展開



第2章 子供・若者を取り巻く現状と課題

子供・若者施策の展開



【基本的な柱1】すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

1 子供・若者の自己形成を促す支援

(1) 豊かな心と健やかな体の育成

現状と課題

心と体は、あらゆる活動の源となって子供・若者の自立に深く関わってきます。家庭・学校・地域が手を携え、自ら培っていく力の育成に努め、その環境づくりをしていくことが重要です。

学校教育では、義務教育の9年間を見据えた小・中学校の連携のもと、「個に焦点を当てた教育」と「地域や保護者から信頼される学校づくり」を通して「豊かな心、確かな学力、健康な体」を身に付けた子供の育成を目指しています。

このプランでは、子供・若者の「豊かな心と健やかな体の育成」を次の3つの側面から捉えました。

ア 情操教育、道徳教育、人権教育の推進

様々な人・もの・事象などとの出会いから、豊かな感情や情緒が生まれます。また、身近な友達とのつながりの中で自分を知り、自分以外の人を理解していきます。

国は、平成27（2015）年に、命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識やモラルなどの道徳教育を「教科外授業」から「特別の教科」として格上げをしました。

そうした中、本市では、「人に役立つ行動」や「根気よく努力する経験」「困難に立ち向かう場」を通して心の教育に取り組んでいます。

また、すべての子供があらゆる機会と場所において読書活動を自主的に行うことができるよう、市内3箇所の図書館を拠点に読書の推進を活発に展開

しています。

イ 健康・安全に関する教育の推進

心身の健康の保持増進を図るために、健康や安全に対する正しい知識の習得やそれらの実践化と習慣化を目指しています。学校生活における安全安心な学校給食の提供と食育の推進も重要な柱です。

また、事故を起こさない、災害や事故から身を守る等の安全教育は、職場や地域等ジャンルを問わず実施されてきています。

ウ 生活体験、自然体験、福祉体験、スポーツ体験の推進

体験を通じた活動は、知力や体力を伸ばすと共に、感謝の気持ちが生まれる、人の気持ちの違いに気づく、価値観が広がるなど広く多面的に成長を支えていきます。

子供の体験や学びの機会を増やすために、地域の人材を積極的に活用していくことも重要です。

施策の展開

ア 情操教育、道徳教育、人権教育の推進

- ❖ 「人に役立つ活動」の推進（体験記の募集、青少年赤十字活動）
【学校教育課】
- ❖ 和文化教育の推進
【学校教育課】
- ❖ 劇団四季「こころの劇場」公演の実施（市内小学校5年生対象）
【学校教育課】
- ❖ 小学校音楽発表会、中学校音楽交流会への支援
【学校教育課】
- ❖ センターの機能（読書・学習・情報）を兼ね備えた図書館・図書室の充実
【学校教育課、図書館課】
- ❖ 学校図書館支援員の配置促進、学校図書館支援員連絡会の開催
【学校教育課、図書館課】
- ❖ 障害者読書支援事業の充実（施設等への団体貸し出し、点字・音訳資料の充実等）
【図書館課】
- ❖ 小・中学校司書教諭、学校図書館担当者研修会の実施
【学校教育課】
- ❖ 本に出会い、本に親しみ、本を生かす機会の提供（「ブックスタート事業」、「おはなし宅配便事業」、「読書通帳制度」、「雑誌スポンサー制度」、「図書館福袋・おみくじイベント」）
【図書館課】

- ❖ 「島田市子ども読書100選」の推奨と積極的な活用
【学校教育課、図書館課】
 - ❖ 保護者への啓発（読書の意義や必要性、楽しさなど）
【子育てに関係するあらゆる課】
 - ❖ 発達の段階や障害の状況など、多様なニーズに応じた学校図書館の充実と環境整備
【学校教育課】
 - ❖ 小学生の施設見学の受け入れ
【図書館課】
 - ❖ 保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、学校等への団体貸し出し
【図書館課】
 - ❖ 子供向けイベントの開催（一日体験図書館員、「ほんのむし」カード、映画会、ぬいぐるみの図書館おとまり会）
【図書館課】
 - ❖ 大学や県内外の公立図書館との連携
【図書館課】
 - ❖ 道徳教育研究の推進
【学校教育課】
 - ❖ 生徒指導の充実（悩み・不安・問題を抱えた児童生徒らへの細やかな対応）
【学校教育課】
 - ❖ 「中学生人権作文コンテスト」「人権啓発ポスター展」事業の実施
【生活安心課、学校教育課】
 - ❖ 「人権研修会」等の開催
【生活安心課、学校教育課】
 - ❖ 「人権の花運動」「人権出前講座事業」等の実施
【生活安心課】
- イ 健康・安全に関する教育の推進**
- ❖ 児童生徒の体位・体力の把握と授業改善
【学校教育課】
 - ❖ 小中学校における安全指導の充実
【学校教育課】
 - ❖ 中学校体育連盟活動への支援、「部活動指導員等派遣事業」の実施
【学校教育課】
 - ❖ 子供の健康への自己管理能力の育成（健康診断や各種検査）
【学校教育課、保育支援課、健康づくり課】
 - ❖ 「島田市食育推進計画」に基づいた食育指導の推進（食に関する知識や食への感謝、望ましい食習慣等）
【健康づくり課】
 - ❖ 調理業務等の衛生管理の徹底（関係職員の保菌検査、調理設備の衛生検査、食材の細菌検査と放射能検査等）
【学校給食課】
 - ❖ さまざまな教育活動を通じての食育推進（栄養教諭による食育の授業、児童・生徒による献立作りや調理体験、調理員の学校訪問、試食会や学校行事等を通じた学校給食の啓発）
【学校教育課、学校給食課】
 - ❖ 島田市小中学校食育推進委員会・食育担当者会の開催
【学校教育課、学校給食課、健康づくり課】

- ❖ 残食を減らす運動「食べきりメニュー」「頑張りメニュー」の実施
【学校教育課、学校給食課】
- ❖ 「地産地消推進事業」の拡充（地場産物直販所の紹介、学校給食地産地消推進連絡会の開催等）
【学校給食課、農林課】
- ❖ 食物アレルギー対応食の拡充
【学校給食課】
- ❖ 栄養職員、調理員、配膳員等の衛生管理研修会や連絡会の実施
【学校給食課】
- ❖ 学校給食への民間活力の導入（調理・配膳・配送委託等）
【学校給食課】
- ❖ 性に対する正しい知識の普及啓発
【学校教育課】
- ❖ 薬学講座の開催
【健康づくり課、学校教育課、生活安心課】
- ❖ 交通安全教育の実施（発達段階に応じた参加・体験・実践型）
【学校教育課、保育支援課、生活安心課】
- ❖ 防災教育の推進、防災訓練の実施
【学校教育課】
- ❖ ふじのくにジュニア防災士の認定講習会の実施
【危機管理課、学校教育課】
- ❖ 防災訓練、災害図上訓練（DIG）等の実施
【市内小・中学校】
- ❖ 学校事故の防止（安全点検の実施、薬品管理、AEDの活用、食物アレルギーの対応等）
【学校教育課、学校給食課】

ウ 生活体験、自然体験、福祉体験、スポーツ体験の推進

- ❖ 「夢育・地育推進事業」の実施（地域の教育力を積極的に活用した授業の展開）
【学校教育課】
- ❖ 「サマーオープンスクール」「サタデーオープンスクール」の開催、「伊久美小学校への移動教室」の実施（自然体験活動）
【学校教育課】
- ❖ 様々な交流や体験の場の提供（命の誕生に感動し生きることのすばらしさを実感できる経験、自然や動植物にふれる体験など）
【学校教育課、社会教育課】
- ❖ 小学校陸上記録会への支援
【学校教育課】
- ❖ スポーツを身近で楽しむことができるための環境整備【スポーツ振興課】

(2) 基礎学力の確保（特別支援教育を含む）

基本的生活習慣の形成

現状と課題

子供の心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基礎となります。また、生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていく基礎になることが期待されます。

学校教育では、自ら主体的に学ぶ力、自ら考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力等を伸ばすために、小・中学校の連携のもと主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育を心がけています。

また、島田市教育センターは、「教育相談室」「適応指導教室」「特別支援教育相談室」「特別支援教育指導室」の4つの機能を備え、不登校や発達障害の子供たちの基礎学力の向上やコミュニケーション力アップの支援をしています。

今後も、学習体制の工夫や教員・支援員などの指導力向上を行い、児童生徒の基礎学力の確保に努めていきます。

少子高齢化など急激な社会状況の変化に伴い、食や睡眠を始めとした基本的生活習慣、マナー、運動習慣、あそび環境などに影響を及ぼしています。正しい生活習慣等の維持・向上については、大人自身がモラルを持ち、個々の家庭や地域への啓発運動を推進するなど、環境を整えていくことが重要です。

施策の展開

- ❖ 小集団学習の活用、研究推進とその成果の共有、外国人児童・生徒指導員の配置、学校教育支援員の配置、学力向上委員会の設置 【学校教育課】
- ❖ ICT機器活用の推進（公用パソコン、電子黒板、大型液晶テレビ、タブレット等） 【学校教育課】
- ❖ 外国語教育の充実（中学校へのALTの配置、外国語活動支援員の配置、担当者研修会の実施） 【学校教育課】
- ❖ 特別支援教育の充実（教育のユニバーサルデザイン化、学校教育支援員配置、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育専門家会議、臨床発達心理士派遣事業、通級指導教室の適切な配置等） 【学校教育課】
- ❖ 衣食住の基本的な生活習慣やマナーの育成 【学校教育課、保育支援課、社会教育課、子育て応援課、健康づくり課】

2 社会の変化に対応できる力の育成

(1) 情報教育の推進

現状と課題

子供・若者を取り巻く情報通信環境は、急激に変化し続けています。特にスマートフォンの急速な普及は、子供・若者の知識やコミュニケーションの空間を飛躍的に広げる可能性をもたらす一方で、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因する事犯（被害児童数の増加等の問題）を生む危険性をはらみ、両刃の剣と言えます。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介した閉鎖的なコミュニティの形成により、大人が届き難いネット上のいじめや不適切なかかわり等が生じています。加えて、ネット依存も課題であり、人間関係の基礎を培う乳幼児期からのスマートフォン、タブレット及びゲーム等との接触も、懸念すべき問題です。

情報教育の推進には、今後一層危機感や問題意識を持って取り組む必要があり、子供、保護者、育児に携わる者等への広報・啓発等を強化していきます。

施策の展開

- ❖ 情報モラル教育（情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、身に付けておくべき考え方と態度）の推進 【学校教育課】
- ❖ 「島田市教職員情報安全対策基準」による情報管理と見直し 【教育総務課】
- ❖ 有害情報から子供・若者を守るための青少年健全育成活動 【社会教育課】
- ❖ スマートフォン等のメディアが子供に与える悪影響の普及活動 【健康づくり課】

(2) 消費者教育、環境教育の推進

現状と課題

平成 24 年度に施行された消費者教育推進法では、「消費者である市民が安心・安全で豊かな消費生活を営むため、適切な情報提供及び啓発活動等により消費者自身が正確な知識や的確な判断力を養うこと」が基本理念として定められています。そして、「消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階にに応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない」ということも盛り込まれています。

昨今、スマートフォンの普及によりインターネット通販や SNS を介した消費者トラブルが急増しています。また、オレオレ詐欺や架空請求などの「振り込め詐欺」の被害もあとを絶たず、平成 29 年には静岡県内で 396 件 8 億 9,758 万円、島田署管内においては、22 件 2,100 万円の被害が報告され、若者にも被害が広がってきています。（資料：島田警察署「平成 29 年犯罪と少年非行のあらまし“振り込め詐欺被害認知状況”」）本市においては、小中学校及び放課後児童クラブに対し消費者生活出前講座を開催し、消費者モニター等による街頭広報活動を展開することで、未成年者の契約トラブルの未然防止に努めています。

「環境教育」という言葉は、1948 年に国際自然保護連合で初めて公に使われました。水、空気、エネルギーなどの環境や環境問題に興味・関心を持ち、必要な知識・技術・態度を身につけていく環境教育はきわめて重要であり、学校のみならず、家庭、職場、地域がさまざまな機会を通じて学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが大切です。

施策の展開

❖ 「くらし・消費・環境展」の開催	【環境課、生活安心課】
❖ 「消費者生活講座」の実施	【生活安心課】
❖ 詐欺被害防止にかかる広報及び防犯講座の実施	【生活安心課】
❖ 「エコへの関心を促すための出前講座」の実施	【環境課】
❖ 「アースキッズ事業」の実施（地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため）	【環境課】
❖ 地域や子供の実態に合った環境教育の推進	【学校教育課】
❖ 環境美化や自然とのふれあいなど多様な体験活動	【地域づくり課】

- ❖ 分別やリサイクル活動の実施（資源を大切に作る心の育成）
【学校教育課、環境課】
- ❖ 環境人材バンクによる人材派遣
【環境課】
- ❖ トラブル情報の迅速的な分析や対応
【生活安心課】

(3) 国際理解教育、国際交流事業の推進

現状と課題

誰もが平和で公正な世界を願っているが、私たちの住む地球は、戦争、貧困、開発、差別、人権、環境などに関する様々な問題を抱え続けています。

国際理解教育は、このような地球規模の課題に対し、

- (1) 世界の現状を「知る」
- (2) 課題に「気づきを与える」
- (3) 自分にできることを「実行する」

というプロセスで学習に取り組む教育のことです。単に知識にとどめることなく、体験的な学習や問題解決・発見学習などを通して、実践的な態度や資質・能力を育成していく必要があります。

本市においては、教育・文化・スポーツ・産業経済など、広範囲な国際交流や国際協力が実践されています。

平成30年4月1日現在、市における外国人の数は1,151人です。日常生活やふれあいの中から、自然に言葉、道徳観、歴史文化などの異文化を感じ取ったり、気づきや課題を得たりしていくものと思われます。

また、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックにちなんだ文化交流（音楽・芸術、食など）や環境整備、おもてなし精神の意識付けなどが国際理解教育として展開されています。

施策の展開

- ❖ 国際姉妹都市・国際友好都市・国際交流都市との各種交流事業と事業への協力
【地域づくり課、学校教育課】
- ❖ 多文化資料の整備
【図書館課】
- ❖ 交流イベントの開催
【地域づくり課】
- ❖ オリンピック事前合宿選手団との交流
【観光課】

3 自立を育む多様な活動への支援

(1) 社会参加、交流の推進

現状と課題

静岡県が29歳以下の若者を対象に平成24年度に実施した「若者の社会参画に関するアンケート」結果では、回答者の70パーセントが「社会に役立つようなことをしたい。」と答えています。こうした若者の参画意欲に応えるために、社会参加ができる場の提供や情報発信に積極的に取り組むことが重要です。

少子高齢化の中で子供・若者と地域の様々な人との交流が大切であることは、広く理解されるようになりました。異なった価値観に出会うことの体験は、多様な見方や方法を学び、自らの価値観を見つめ直す機会にもなり、コミュニケーション能力の向上にもつながっていきます。

国及び県がシティズンシップ教育を推進する中、本市は他の市町に先駆けて平成30年2月、市内高校と経済団体、市との包括連携協定を締結しました。

「様々なアイデアを持つ若い力を利用して市を盛り上げていく」、また「地域の魅力を感じてもらい、島田を離れたとしても将来島田に戻り活躍したいと思う高校生を増やしていく」ということを目的とし、Win-Win（両者にメリットがあるというビジネス用語）の関係を築いていこうとしています。

また、本市は、子供・若者が、地域の人々と交流することができる奉仕活動や防犯・防災活動等への主体的な参加を支援していきます。

そして、自己肯定感を高め、社会性や他者への思いやりを育むための社会貢献活動や青少年同志の交流を支援するとともに、スポーツ・文化活動、自然体験への参加機会の提供に努めるとともに、若者によるまちづくり・若者会議や地域における若者団体の支援をしていきます。

施策の展開

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ❖ 防災訓練への参加の促進 | 【学校教育課・危機管理課】 |
| ❖ 「ふじのくにジュニア防災士」への取り組みの推進 | 【学校教育課、危機管理課】 |
| ❖ 学校防災教育の実施 | 【学校教育課・危機管理課】 |

- ❖ 防災親子チャレンジ運動会・防災子ども合宿の実施
【危機管理課、社会教育課】
- ❖ 伊久美「杉の子子ども会」による災害派遣自衛官慰霊活動への支援
【危機管理課】
- ❖ 高校生ボランティア活動の拡充（地域行事の企画運営、学習支援等）
【社会教育課】
- ❖ 地域協力員との交流を通じた「放課後子ども教室」の実施【社会教育課】
- ❖ ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会、青年団等の青少年団体の育成と支援
【社会教育課】
- ❖ 公民館や社会教育施設を利用して行う地域の推進委員、支援会員等による地域独自の活動の支援（「六合子どもチャレンジクラブ」「湯日の子ども達を見守る会」「二小学区世代間交流事業」）【社会教育課、子育て応援課】
- ❖ 「私の主張」への応募の奨励
【社会教育課、学校教育課】
- ❖ 「地域おこし協力隊派遣事業」の実施
【地域づくり課】

（２）スポーツ活動、文化活動、自然体験等社会参加の促進

現状と課題

デジタル時代の子供たちの生活は、“人と人が向かい合っただけの体験”の減少に繋がっています。このような時代の流れや社会現象に対し、地域力を活かした様々な分野での体験活動が必要になってきます。

スポーツ活動は、子供・若者にとって、達成体験や成功体験による自己肯定感を高め、忍耐力やフェアプレイ精神などを育む上で、重要な役割を果たしています。

伝統文化や異文化、近代文化などに触れる体験は、情緒や地域愛を育て世界観を広げていきます。

自然体験は、自然への理解や畏敬の念を持ち、環境保全について行動することを学び、心身ともにバランスのとれた豊かな人間性を身に付けていくことにつながります。

こうした体験活動は、家庭・学校・地域等様々な場で提供されていくことが必要です。

施策の展開

- ❖ 豊かな自然を活用した体験教室の開催（移動教室、サタデーオープンスクール、サマーオープンスクール）【学校教育課】
- ❖ 地域伝統文化の伝承【学校教育課】
- ❖ 各種スポーツ行事の参加促進
「しまだ大井川マラソン in リバティ」、「桜マラソン走ろう会」【観光課】
- ❖ 「元日マラソン」、「島田駅伝競走大会」他【スポーツ振興課】
- ❖ ジュニアスポーツクラブ事業、スポーツ教室の実施【スポーツ振興課】
- ❖ スポーツ少年団活動への支援【スポーツ振興課】
- ❖ スポーツ推進委員の派遣【スポーツ振興課】
- ❖ 多目的スポーツ・レクリエーション広場の整備【スポーツ振興課】
- ❖ 野外活動を主にした少年育成教室「しまだガンバ!」の実施【社会教育課】
- ❖ 博物館における「教育普及活動」の実施（機織体験、各種講座、中学生の職場体験学習、企画展示、無料開放など）【文化課】
- ❖ 博物館夏休み体験学習・講座等の開催【文化課】
- ❖ 市内に存在する指定文化財や「しまだ市民遺産」を活用した事業の開催（講演会、出前講座、関連イベントなど）【文化課】
- ❖ 芸術文化普及事業の開催（音楽会、演劇、講演会など）【文化課】

4 若者の職業的自立と就労支援

(1) 職業能力や意欲の習得（キャリア教育の推進）

現状と課題

わが国において、「キャリア教育」という言葉が公的に登場し、その必要性が提唱されたのは平成11年12月でした。

その背景には、経済環境のグローバル化・情報化等による経済社会構造の変化に伴いより高度な能力を有する人材が求められてきたことや、労働者の酷

使、選別や長時間労働、過剰なノルマなど勤労環境をめぐる課題がありました。

こうした社会環境の変化の中で、社会への不適合や職業観が持てず不安定な状況を長引かせている若者が少なくありません。若者が自立し社会で活躍するためには、就業し経済的基盤を築くことが大切です。

経済的に自立していくことの重要性を学び、将来の生き方を考え、大人としての自覚を促していくためのキャリア教育は、学校、家庭、社会などあらゆる場で大切になってきます。

今後も、適切な進路選択をする力を育むキャリア教育の推進に努め、就労を希望する若者や、学びながら働く若者の支援を継続していきます。

施策の展開

- | | |
|--|---------|
| ❖ 自立した大人になるための資質や適切な進路選択をする力を育むキャリア教育の充実 | 【学校教育課】 |
| ❖ 職場見学、職場体験の促進 | 【学校教育課】 |

(2) 就労支援の充実

現状と課題

キャリア形成を図る機会を逃したり、その他の要因から自立に遅れが生じることにより、一旦は就労しても早期に退職してしまうなどして、不安定な生活状況が将来的に続く恐れがあります。これは社会全体にとっても、社会保障費の増加や担い手の損失などにつながることを懸念されるため、学校教育にとどまらず、あらゆる分野での意識付けが必要です。

公共職業安定所、地域若者サポートステーション、ジョブステーション等との連携など、若者の就業のための支援や就業後の定着を官民連携のもと進めています。

平成30年8月から市役所内に、ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」が開設され、相談員が常駐し、求人情報を検索するための端末機の設置という環境が整いました。子育て中のお母さんたちの利用しやすい就労支援です。

また、障害のある人の就労関係団体で構成される「島田市地域自立支援協議会しごと部会」では、一般企業への雇用や福祉サービスを利用した就労に必要な方策を協議しています。

施策の展開

- ❖ U I J ターンの就労活動支援 【商工課】
- ❖ I C T を活用し、時間と場所に捉われない働き方を可能にする「クラウドソーシングの取組による子育て中や介護中の人への就労機会の提供」
【戦略推進課、商工課、民間企業、高等学校】
- ❖ トライアル雇用など雇用制度の周知と就労機会の拡大
【商工課、福祉課】
- ❖ ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」の充実
【商工課、保育支援課、子育て応援課】
- ❖ 若者の起業を支援するための高校との連携協力
【産業支援センター“おびサポ”（商工課）】

【基本的な柱2】

困難を有する子供・若者やその家族の支援

1 発達支援システムの充実（横の連携、縦の接続による継続的支援）

現状と課題

国は「子供・若者育成支援推進大綱」の中で、「年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援」を重点課題のひとつとしてあげています。

子供・若者が持つ能力や可能性、抱えている困難の程度は、一人ひとり異なり、中には様々な分野にわたる支援を組み合わせることが必要な場合もあります。分野・主体の壁を越えた横の連携と、妊娠期から乳幼児期へ、乳幼児期から学童期へ、学童期から思春期へ、思春期から青年期・ポスト青年期へと、その支援が途切れなく次のステージに繋がっていくための縦の接続により自立への道を開いていくことが大変重要であるということです。

本市においても、「困難を有する子供・若者に係る実務者会議」「児童生徒指導・虐待・DV部会」「母子保健・乳幼児部会」「障害児等療育部会」などを通し、内部部署の連携が強化されてきました。更には社会福祉協議会や警察署などの外部関係機関との共通理解が深まり、支援体制の充実が図られてきています。

本市における「発達支援事業と発達支援システム」を別紙のようにイメージ化しました（P62 資料4）。人から人をベースに、当事者やその家族の事情、発達段階、性別など様々な状況に配慮されたきめ細やかな支援により、自立への道筋が開かれ、当事者とその家族の困難や辛さが軽減されていくことを目指します。義務教育以降の状況把握と継続的支援には課題が残っていますが、社会生活を円滑に営む上で特別な支援が必要な子供・若者に対しての「島田型発達支援システム」が効果的に機能していくことに努めます。

施策の展開

（1）横の連携（関係機関ネットワーク）による支援

- ❖ 専門相談員を配属した相談窓口の充実とアウトリーチ 【社会教育課他】

- ❖ ケース会議の実施と適切な支援機関への橋渡し
【子育て応援課、福祉課、学校教育課、社会教育課、健康づくり課他】
- ❖ 「子ども・若者支援地域協議会」の充実 【社会教育課】
 - ・ 不登校、ひきこもり、発達障害、貧困等に関する理解啓発や教育研修の実施
 - ・ 「困難を有する子ども・若者に係る実務者会議」の定期開催
 - ・ 不登校やひきこもり等に悩む親学講座
 - ・ 支援の相乗効果をあげるための外部関係機関とのネットワークの強化（児童相談所、警察署、ひきこもりセンター、地域若者サポートステーション、高校等）
 - ・ 民生委員・児童委員、保護司人権擁護委員等との連携
- ❖ 「要保護児童対策地域協議会」の充実
【子育て応援課、学校教育課、健康づくり課、福祉課、社会教育課】
 - ・ 「児童生徒指導・虐待・DV部会」、「母子保健・乳幼児部会」、「障害児等療育部会」などにおいて円滑、かつ迅速な情報共有
 - ・ 情報の共有化を通じての役割分担と支援の体制整備
 - ・ 各関係機関の連携の下での迅速な対応
- ❖ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置増員
【学校教育課】
- ❖ 発達支援コーディネーター、発達支援サポーターの養成
【学校教育課、子育て応援課】
- ❖ 精神保健福祉士、臨床発達心理士、言語聴覚士等の配置拡大
【子育て応援課他】

（２）縦の接続による継続的支援

- ❖ 家庭・健診・園等での気づき→相談、定期的なケース会議の実施
【健康づくり課、子育て応援課、保育支援課、学校教育課】
- ❖ 乳幼児発達支援連絡会の開催 【子育て応援課】
- ❖ 未就学児童や進学希望者のための就学支援委員会の開催 【学校教育課】
- ❖ サポートファイルの有機利用 【子育て応援課、健康づくり課他】
- ❖ 個別指導計画、個別支援計画、個別支援移行計画の作成及び継続的支援
【学校教育課、子育て応援課他】
- ❖ 中高引継ぎの実施 【学校教育課】
- ❖ 高校中途退学者等の支援、高等学校卒業程度認定試験の情報提供
【学校教育課、社会教育課】
- ❖ NPO、民間団体等と協働した就労支援や生活支援及び、サポーターの養成
【商工課、社会教育課】

2 相談体制の充実

現状と課題

家庭、学校生活、社会生活等で様々な不安や悩みを抱える子供・若者やその家族が、できるだけ早く相談窓口や支援機関につながるよう、それぞれの部署で積極的な体制づくりと情報提供を行っています。

相談員は、相談者（当事者・家族）の心情に添った聴き取りからアセスメントを実施し、ケースによっては速やかに関係機関や専門機関に繋がります。窓口の周知については、チラシ・広報等を利用し、多岐にわたる支援機関の情報が的確に届くよう努めています。

さらに学校教育においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡大するなど教育相談体制を充実するとともに、日常の指導において信頼関係を築きながら困難の未然防止と早期発見・早期対応を図っています。

深刻かつ複合的な困難の相談については、単一の窓口扱いにとどまらず各分野の知見を最大限に活用した専門職によるチーム対応も必要になってきます。

親の高齢化が相談動機に繋がっていることも見逃せません。今後は、成年後見制度の体制づくりや利用の促進も求められるようになってくると考えられます。

国は、平成30年から地方公共団体に対し、SNSやアプリなどを活用した児童生徒向けの相談体制の構築に向けた取組みを始めました。児童生徒を対象とする文部科学省と、広く若者一般を対象とした厚生労働省がそれぞれの取組みから得た知見を共有するなど連携し、相談対応の強化に繋げていくと説明しています。

【子供・若者に係る相談窓口】

相談窓口	相談内容	担当課
妊婦健康相談	母子健康手帳交付、産前・産後の相談	健康づくり課
健康相談	健診結果・女性の健康・こころの相談	
乳幼児相談	乳幼児の発育・発達に関する相談	
食生活相談	各年齢層の食生活に関する相談	
就園相談	入園、園生活、家族関係等に関する相談	保育支援課
子ども発達相談	就園児、在園児の発達に関する相談	
子育て相談	子育て全般に関する相談	子育て応援課
家庭児童相談	虐待、養護、非行、不登校	

子ども発達相談	発達の遅れ、言葉の遅れ、病気や障害、発達障害	子育て応援課
女性相談	DV、性暴力被害、離婚等女性にまつわる相談	
教育相談	学力、いじめ、不登校、貧困	学校教育課 (教育センター)
特別支援教育相談	発達や特別支援教育	
青少年相談	ストレス、ひきこもり、性、就労、貧困	社会教育課
障害・療育相談	障害や病気に関する相談	福祉課
生活困窮相談	生活困窮者自立相談、生活保護	
生活相談全般	生活困窮、生活困難、生活安全、消費生活	生活安心課
人権相談	人権相談全般、子供・女性の人権、権利、いじめ	
女性相談	女性相談全般	協働推進課
内職相談	内職先の紹介等	商工課

【子育て世代包括支援センター他相談件数：健康づくり課】

単位：件

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
子育て世代包括支援センター				337	368
健康相談	379	385	362	352	308
乳幼児相談	449	470	459	354	405

※健康相談件数については、40歳以上も含む

【家庭児童相談他件数：子育て応援課】

単位：件

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭児童相談	376	413	445	549	576
子供発達相談（発達検査）	40	40	74	110	122
女性相談	33	30	38	56	59

【障害児相談支援事業相談件数：島田市こども発達支援センター】

単位：件

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規相談			33	46	40
更新（継続）			185	169	193
合計			218	215	233
（内、モニタリング）			99	121	161

※「障害児相談支援事業（幼児～18歳）」として平成27年度からスタート

【特別支援教育相談件数：教育センター】

単位：件

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小 学 校	123	213	205	243	232
中 学 校	16	4	30	20	12

【青少年相談件数：社会教育課】

単位：件

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新 規	18	28	33	23	25
継 続			132	203	310
合 計			165	226	335

施策の展開

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ❖ 相談窓口の周知と相談員の適正配置 | 【すべての窓口】 |
| ❖ 各種相談窓口の相互連携強化 | 【すべての窓口】 |
| ❖ 障害児相談支援事業（給付事業）の実施 | 【保育支援課、福祉課】 |
| ❖ 相談員のアセスメント能力を高めるための研修会 | 【すべての窓口】 |
| ❖ 支援機関マップの普及 | 【社会教育課】 |

3 困難を有する子供・若者の自立に向けた支援

(1) 障害のある子供・若者への支援

現状と課題

障害のある子供は、乳幼児期からの療育や自立した日常生活に向けた継続的な支援が必要です。

文部科学省では、障害のある子供が充実した特別支援教育を受けられることのみならず、就学前や卒業後も含めたその一生を通じて自らの可能性を追求でき、地域の一員として豊かな人生を送れることが重要であるとしています。

その実現に向け、生涯教育、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の分野の関係機関が連携し、生涯を通じた多様な支援を進めていかなくはなりません。そして、障害のあるすべての者が地域住民に理

解され、生きにくさが解消されていくための官民一体となった啓発活動、人材育成、福祉サービスの充実、施設整備等が求められています。

厚生労働省は、「障害者雇用促進法」の中で民間企業に一定割合以上の障害者雇用を義務付けています。平成30年4月には、発達障害者を含む精神障害者も雇用義務に加え、法定雇用率を2.0%から2.2%に引き上げ、雇用義務を課す企業は従業員50人以上から45.5人に広げました。

本市は、平成20年2月に「島田市地域自立支援協議会」を設置しました。平成30年4月現在、この協議会内に、こども部会、進路等調整部会、しごと部会等8つの部会が置かれ、障害のある人たちの自立を支援しています。

【“障害者手帳”所持者数の推移】

単位：人

障害者手帳の種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳	3,228	3,236	3,179	3,186	3,119
療育手帳	739	768	804	814	848
精神障害者保健福祉手帳	466	484	496	502	525
合計	4,433	4,488	4,479	4,502	4,492

※18歳未満・18歳以上の合算数

資料：島田市福祉課

ア 身体障害

医療行為の必要な重度障害児（者）や知的障害などを併せ持った重複障害児（者）が多い現状にあります。対象者には手帳が交付され、各種福祉サービス等の支援がされています。

同居する親の高齢化が進む中、負担の増大により介護が難しくなっていくケースが増えており、受入施設不足などが課題となっています。

【“身体障害者手帳”所持者数の障害種別の推移】

単位：人

種別	年 度				平成29年度	
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	18歳未満	18歳以上
視覚障害	213	212	213	206	5	187
聴覚・平衡機能障害	217	220	214	215	5	206
音声・言語・そしゃく	31	33	33	35	0	37
肢体不自由	1,721	1,698	1,689	1,625	30	1,528
内部障害	1,046	1,073	1,030	1,105	20	1,101
計	3,228	3,236	3,179	3,186	60	3,059

※平成28年度までは18歳未満・18歳以上の合算数

資料：島田市福祉課

イ 知的障害

早期療育から途切れることなく一貫した指導や相談が行われており、必要な福祉サービスが提供されています。しかし、重度の障害児を受け入れる施設や特性に応じた施設は不足しており、在宅生活を支援するためのサービスを支える人材も十分でないという課題があります。

療育手帳A等級（重度）の所持者数はほぼ横ばいとなっている一方で、それ以外のB等級の所持者数は少しずつ増加の傾向にあります。

知的障害は、コミュニケーションがうまくとれないなど発達障害を併せ持つ場合が多く、それぞれの特性への個別的な対応が必要であり、相談員、支援者、施設等で関わるスタッフの専門性の向上がさらに求められています。

【“療育手帳”所持者数の等級別推移】

単位：人

年度 区分 等級	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	18歳未満	18歳以上								
A	58	204	58	204	55	210	55	214	62	228
B	146	331	156	350	167	372	162	383	164	394
合計	204	535	214	554	222	582	217	597	226	622

資料：島田市福祉課

ウ 精神障害

精神障害者保健福祉手帳は、障害程度の重い順に1級、2級、3級となりその所持者数は療育手帳所持者数と同様、年々増加の傾向にあります。

虐待や不登校、ひきこもりの要因のひとつとして精神障害が指摘されています。また、精神障害を抱えながらの育児には困難が伴います。知的障害同様、地域での生活を支援していくために障害の理解促進、福祉サービスの提供、人材育成、施設整備等を継続していきます。

【“精神障害者保健福祉手帳”所持者数の等級別推移】

単位：人

年度 等級	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
					18歳未満	18歳以上
1級	57	58	60	56	0	63
2級	283	287	295	289	2	298
3級	126	139	141	157	1	161
合計	466	484	496	502	3	522

資料：島田市福祉課

工 発達障害

発達障害は生まれつきの脳機能障害であるにもかかわらず知的発達に遅れないため、その特徴が周囲の人に理解されません。それによって生じる不適切な対応などが積み重なることで、学校生活や社会生活に困難が生じます。静岡てんかん・神経医療センターの杉山修氏は、「子供の脳機能障害を症状や行動問題から理解するのではなく、脳の情報処理過程（認知特性）のアンバランスとして理解する。同時に情報処理のうまくできない子供の内面（心）から理解する。」と、対応の不適切さを招かないための基本を説明しています。

保護者自身も同じような問題を抱え、理解度が低く対応にも未熟さがあるケースも少なくありません。

本市は、子供・若者に係る様々な部署で、発達障害の特性に見合った適切な環境整備や正しい理解の啓発に取り組んでいます。

特別支援教育においては、対象に境界線を設けるのではなく、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、支援員の配置など様々な困難を抱えた子供のニーズに応じる工夫がされています。

今後も、医療機関を始めとした様々な機関との連携を深めながら、自身が特性と上手につきあい、コミュニケーション力を伸ばし、強みを生かす等、「生きる力」を育てていけるよう支援をしていくことに努めます。

【発達障害の診断分類】〈発達障害者支援法〉

- ⊙ 自閉症スペクトラム（ASD）、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害
- ⊙ 学習障害（限局性学習症 LD）DSM-5^{※1}では、“SLD”
- ⊙ 注意欠陥多動性障害（AD/HD）
- ⊙ その他（言語の障害、協調運動の障害、チック障害等）

資料：静岡てんかん・神経医療センター 杉山修氏講演会より（平成29年9月福祉課開催）。上記診断分類は発達障害者支援法の中での定義で、ICD-10（国際疾病分類）が使用されている。発達障害と大きく重なる新しい概念として、DSM-5^{※1}での定義「神経発達症」がある。

^{※1}DSM-5：米国精神医学会の「精神障害の診断と統計マニュアル第5版」

【発達障害に絡む行動問題】

- ⊕インターネットや携帯、ゲーム等への没頭
- ⊕家庭内暴力 ⊕虐待、被虐待 ⊕いじめ、不登校
- ⊕基本的な生活習慣の逸脱（食事、着替え、入浴等）
- ⊕性的な問題行動（性マナーや性道徳の理解不足、異性との関わり方の問題等）
- ⊕非行、犯罪（窃盗、器物損害、傷害、性犯罪、ストーカー）
- ⊕ひきこもり、ニート、ホームレス、ゴミ屋敷問題

資料：静岡てんかん・神経医療センター 杉山修氏講演会より（平成 29 年 9 月福祉課開催）。

【発達障害における一次障害と二次障害】

一次障害	個々の発達障害の生来的な特性そのものが示す困難や問題
二次障害	出生直後から始まる養育環境やその外部の環境と子供との相互作用から生じる新たな困難や問題（環境とのかかわりによる獲得性の問題）：抑うつ・睡眠障害・気分障害・強迫性障害 等

資料：静岡てんかん・神経医療センター 杉山修氏講演会より（平成 29 年 9 月福祉課開催）。出展は、2014 年、筑波大学医学医療系社会精神保健学教授/精神科医 斉藤環氏。

【特別支援学級児童生徒数（平成 30 年 4 月 1 日現在）】

単位：人

	在籍人数	知的	自閉症・情緒	肢 体	総人数
小学校（18 校）	5,168	56	18	1	75
中学校（7 校）	2,431	34	18	1	53

資料：島田市学校教育課

オ 愛着障害

愛着関係は乳幼児期から始まると考えられており、アメリカの医学博士スタンレー・グリーンズパン^{※2}、「人生の初めに同じ保護者との一貫した、愛情のこもった養育的人間関係が、その子の情緒的・肉体的・社会的知的能力を築く基礎となるのである」と基本的信頼の形成の大切さを説明しています。愛着関係はどのように発達するのか、後の正常で健康的な発達にどのように影響していくのかなど愛着理論の研究は世界的によくなされているといわれています。

虐待を受けるなどして親との愛着関係の形成に問題のあった子供や、実親と離れて暮らすことにより愛着の対象者がいなかった子供は、正常な発育が

中断され情緒的な結びつきを体感せず育ってしまいます。結果として集中力が散漫だったり、急に暴れだしたり、過度に人を恐れたり、逆に誰にも馴れ馴れしいというように深刻な心理的問題を行動化していきます。

周りの人が子供の行動の持つ心理的意味を推測する力を高め、どう関わっていくかがとても大切であり、ケースによっては外部関係機関と繋がっていく必要があります。

方策のひとつに、児童福祉法に基づいた「里親制度」があります。さまざまな事情により家庭で生活できない子供を都道府県知事の認定した里親に預け里親家庭の中で温かい愛情を持って育てようという制度です。しかし、里親として登録する人は全国的に大変少ないのが現状で、ニーズには程遠い数字であり、里親制度の周知や支援体制の強化を図っていく必要があります。

※² スタンレー・グリーンズパン：1941～2010年、シヨージ・ワシントン大学の精神医学・行動科学・小児科部門の元臨床教授

施策の展開

- ❖ 健診や園訪問などを通しての疾病や障害の早期発見と早期療育、心理検査、療育部会の開催 【健康づくり課、福祉課、子育て応援課、学校教育課】
- ❖ 「“しまいく” サポートファイル」の普及、啓発 【子育て応援課】
- ❖ 医療費助成制度の充実 【福祉課】
- ❖ 医療機関との連携強化 【健康づくり課、子育て応援課、福祉課】
- ❖ 障害児保育や特別支援教育の推進 【保育支援課、学校教育課】
- ❖ 各種手帳交付制度、経済的援助制度の周知 【福祉課】
- ❖ 専門職員の雇用推進とスキルアップ研修への参加促進 【各種関係部署】
- ❖ 地域住民への理解と認識を深めるための啓発活動（研修会開催や広報活動）の推進 【福祉課、健康づくり課他】
- ❖ ノーマライゼーション社会の実現を目指した福祉教育の推進（ボランティア活動、講座など） 【福祉課、学校教育課、社会教育課】
- ❖ 「障害者読書支援事業」の実施（障害者福祉施設等への団体貸し出しの推進、点字・音訳資料の充実） 【図書館課】
- ❖ 障害による情報格差を軽減するための、点字や音声、手話や要約筆記、パソコンなどの活用 【福祉課、学校教育課、図書館課】
- ❖ 手話通訳者や要約筆記者の養成や派遣 【福祉課】
- ❖ 「コミュニティバス運賃の減免制度」「移送サービス」「タクシー料金助成制度」などの利用周知 【福祉課、生活安心課】

- ❖ 児童発達支援事業の充実（発達支援センター“ふわり”への定期通園、並行通園、親子通園、ことばの教室）【子育て応援課、保育支援課、福祉課】
- ❖ 島田市教育センターにおける教育相談、特別支援教育指導室「たんぽぽ」の充実、特別支援教育士の配置【学校教育課】
- ❖ 障害児放課後活動支援事業の充実【福祉課】
- ❖ 就学支援委員会の充実【学校教育課、子育て応援課】
- ❖ 特別支援教育就学奨励費支給【教育総務課】
- ❖ 発達障害児への就労支援、キャリア支援（個々の特性に応じた就労及び就労継続のための関係機関や企業との連携）【学校教育課、商工課、福祉課、社会教育課】
- ❖ 障害のある人やその家族の意向や生活状況に配慮したきめ細やかな福祉サービスの提供【福祉課】
- ❖ 外出支援制度の実施や自動車改造費用の助成【福祉課】
- ❖ 障害者雇用制度の周知と促進【福祉課、商工課】
- ❖ 社会を構成する一員として参加し活躍できる場や機会作りの推進、スポーツや文化芸術に親しむことのできる環境の充実、それらの妨げになるものを取り除くなどのバリアフリー化【スポーツ振興課、文化課等】
- ❖ 災害時・緊急時対策の整備と各種制度の周知【福祉課、危機管理課】
- ❖ 里親制度や里親相談会の周知【子育て応援課】

(2) 虐待、いじめ、不登校等の問題行動への支援

現状と課題

ア 虐待

虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えます。そして、次世代に連鎖していくことが懸念されます。その背景は複雑で、子供自身が抱える問題に加え、親や養育者が抱える事情が重なって起こるケースも少なくありません。虐待を受けた子供は、自分を大切に思えず、心に受けた傷に一生苦しみます。

「第34回（平成30年3月）全国青少年相談研究集会分科会」では「誰にも知られない被虐待児が存在し、トラウマに苦しみながら、治療がまったくなされていないケースが多数あるのではないか」ということや「虐待を受けた4割以上が就学前の小さな子供たちである」ことなどの問題点が報告されました。

「平成30年子供・若者白書」では、「平成28年に警察が検挙した児童虐待事件の被害児童数1,108人のうち、67人が死亡に至っており、検挙された児童虐待事件のうち41.8%が実父による虐待で、死亡に至った事件の76.1%が実母による虐待である。」となっています。

平成29年4月1日に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、「全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずる。」と明記されました。

本市においても、子供の権利を守るために関係機関や地域住民からの通告をもとに早期発見・早期対応・再発防止を図っています。児童相談所と警察との連携も明確になっており、家庭児童相談担当も共に迅速な安全確認に務めています。育児・しつけ等の相談から複雑な問題を抱えているようなケースまで適切に子供家庭支援が実施されるように要保護児童対策協議会の機能強化を図っています。

【児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数の推移】

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全国	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578
静岡県	1,641	1,725	2,132	2,205	2,496

資料：「しずおかの青少年30年度版」

【本市の虐待件数】

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
心理的虐待	37	32	41	37	40
身体的虐待	51	44	64	69	71
ネグレクト	33	43	56	52	66
性的虐待	4	2	4	2	0
計	125	121	165	160	177

資料：島田市子育て応援課

【全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数増加の考えられる要因】

- ⊕ 児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加している。（心理的虐待の増加の要因）
- ⊕ 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報やマスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の意識が高まったことに伴う通告が増加している。

資料：内閣府「平成30年子供・若者白書」

イ いじめ

平成29年10月、文部科学省が「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果を公表しました。

小中学校、高校、特別支援学校における「全国いじめ認知件数」は3万3,808件であり、平成27年度の1.4倍（9万8,676件増加）、過去最多となりました。このうち、いじめ重大事態は全国で400件程発生したと報告されています。また、同発表では、いじめの発見のきっかけは「アンケート調査など学校の取り組みにより発見」が51.6%と最も多く「本人からの訴え」が18.1%、「学級担任が発見」が11.6%と続いています。いじめられた児童・生徒の相談先は、学級担任が77.7%を占めたという実態も報告されています。

いじめの様相は認知されにくいのが現状ですが、国は、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。」と定義しています。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「認知はいじめ対策のスタートライン」という考え方のもと、本市も積極的な認知に努め、未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいます。平成28年度には「島田市いじめ問題対策連絡協議会」が発足しました。いじめは、弱者に対する人権侵害です。本人のみならず加害者も含め関係者が多数いるので、その中

で本人の心理的成長をどう保障していくのかが重要なポイントとなってきます。

【本市、静岡県における学校におけるいじめの認知件数の状況】 単位：件

	島田市（公立）			静岡県（公立）		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	高校
平成24年度	85	32	117	3,075	3,046	228
平成25年度	75	24	99	2,515	1,865	129
平成26年度	63	19	82	2,703	1,781	105
平成27年度	34	17	51	3,373	2,019	125
平成28年度	145	33	178	4,911	2,750	171

資料：島田市学校教育課及び「第3期静岡県子ども・若者計画」
平成24年度の数字は「第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン」から引用。

※平成28年度の認知件数の急増は、国・県の指導により小さいいじめを見逃さず積極的に拾い上げて対応することとしたため。平成29年度の本市「いじめの認知件数」は162件。

ウ 不登校

長期欠席の理由で最も多いのが「不登校」です。不登校は表面上の現象であり、その背景には様々な課題が重なっています。生育歴に問題が存在しているケースもあり、学校だけで対応することは難しく、チームによる早期のアプローチが必要です。

学校は、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーと協働しながら、子供や保護者の悩みや不安を受け止める相談体制の充実を図っています。

本市の教育センターでは、不登校児童生徒の適応指導教室を設置し、学校への登校復帰を支援するとともに教育相談や特別支援教育相談も行い、児童生徒や保護者等の悩みに対応しています。

また、「NPO法人もみの木」においても学校との連携をとりながら、不登校児童生徒の受け入れや訪問支援を実施しています。

学校という枠に入ることが困難な生徒に対しては、ネットワークによる学習面のフォローや就労支援なども必要になってきます。

高校での不登校や中退は、居場所のない状況が固定化・長期化してしまう懸念があります。「第3期静岡県子ども・若者計画」の報告では、平成28年度の静岡県公立高等学校の中途退学者数とその中退率は、全日制341人（0.5%）、定時制336人（11.1%）となっています。

「30年度子供・若者白書（内閣府）」では、高校中退者の事由として、「進路変更」33.8%、「学校生活・学業不適應」33.6%、「学業不振」7.9%という数字が公表されています。

高校進学後に不登校になり中途退学をしてしまう生徒の実情は把握しきれないのが現状ですが、高校との連携を強化するなど中学卒業時からその後の年齢までの切れ目ない支援体制の整備が必要です。

【平成28年度の全国不登校の状況】

単位：人

	小学校不登校	中学校不登校	高校不登校	高校中退
人 数	31,151	103,247	48,579	47,623
前年度比	3,568	4,839	△984	△1,047

資料：「平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

【本市と静岡県における小学校、中学校の不登校の状況】

単位：人

年 度	島田市（公立）			静岡県（公立）		
	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
平成24年度	9	58	67	760	2,928	3,688
平成25年度	10	42	52	888	3,073	3,961
平成26年度	14	41	55	976	3,098	4,074
平成27年度	13	30	43	1,072	3,259	4,331
平成28年度	23	50	73	1,218	3,490	4,708

資料：島田市学校教育課及び「第3期静岡県子ども・若者計画」

※平成29年度の本市公立学校の不登校人数は108人

施策の展開

- ❖ 相談体制の充実と「虐待」「いじめ」や「不登校」等が発生した場合の迅速な心のケアと対応 【学校教育課、子育て応援課】
- ❖ 要保護児童対策地域協議会の機能促進 【子育て応援課、学校教育課】
- ❖ 育児不安の軽減や虐待防止対策の推進（各種訪問事業、虐待予防研修会、子育てコンシェルジュの配置、家庭児童相談室の充実、育児サポーター派遣事業、産婦健康診査、産後ケア事業等） 【子育て応援課、健康づくり課】
- ❖ 子育て支援教室の開催 【健康づくり課、社会教育課】
- ❖ 生徒指導主事・主任研修会の実施 【学校教育課】

❖ いじめにつながる事案の認知力向上と迅速な対応	【学校教育課】
❖ 「いじめを見逃さない・許さない」といった子供の人権に関わる意識の啓発	【学校教育課】
❖ 「島田市いじめ問題対策連絡協議会」等の開催	【学校教育課】
❖ 学校教育支援員研修会の実施	【学校教育課】
❖ 不登校の子を持つ親の会「わかあゆの会」の連続開催	【学校教育課】
❖ 不登校児童生徒とその家族に対しての進路学習会の実施	【学校教育課】
❖ 適応指導教室と連携した不登校児の受入と学習支援 (教育センター「チャレンジ教室」、NPOもみの木)	【学校教育課】

(3) 非行や立ち直りの支援

現状と課題

静岡県警察本部少年課発行の「丘の子どもたち」^{※3}によると、刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年は年々減少しているが、それに比べ再非行率は、3割前後を推移していると報告されています。

非行には犯罪だけでなくこれから罪を犯す恐れのある場合も含まれます。非行の前段階である生徒間暴力、器物損害、対教師暴力などの暴力行動は、障害特性（発達障害）ゆえの生きにくさから逸脱行動・非行行動に至ってしまうこともあり、学校現場では子供の将来を見据えた対応に努めています。

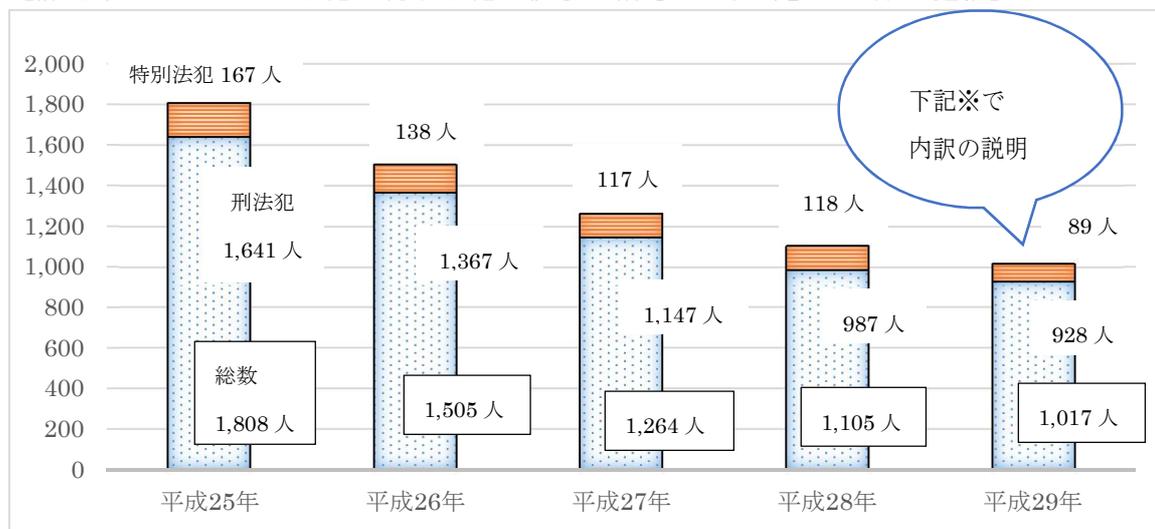
平成27年6月、少年院法が約66年ぶりに全面改正され、少年鑑別所法が新たに整備されました。国は、個々の在院者の特性に応じた矯正教育の充実や職業生活定着のためのスキルアップ指導の実施等、再非行防止に向けた取り組みの充実を目指しています。

14歳未満の子供については、児童相談所との太いパイプの中で支援していますが、ケースによっては「児童自立支援施設」に繋げることもあります。

少年の立ち直りに最も効果的なものは、見守ってくれる人の存在と就労であると言われてるように、非行から立ち直り始めた青少年に対しては、学校・地域・職場などの温かな受容や見守りの継続が大切です。

^{※3}「丘の子どもたち」：少年の健全育成に関わる人たち向けにまとめた「静岡県の少年非行の概況」。「丘の子どもたち」の由来は、戦後流行したラジオドラマの戦争孤児や非行少年を扱った「鐘の鳴る丘」にヒントを得て、静岡市のルーツ「静かな丘」をもじり、また、富士山の裾野（丘）で子供たちが健やかに育ってほしいとの願いから昭和31年の創刊号発行に際し命名されたものとされている。

【静岡県における「刑法犯・特別法犯で検挙・補導した少年」の人数の推移】



資料：「しずおかの青少年 30 年度版」

※平成 29 年中に検挙・補導された少年の刑法犯数 928 人を

罪種別に見ると→窃盗犯 625 人、粗暴犯 125 人、凶悪犯 8 人、その他 170 人

男女別に見ると→男子 83.5%、女子 16.5%

学識別状況は→小学生 97 人、中学生 341 人、高校生 246 人、その他学生 28 人、
有職少年 150 人、無職少年 66 人

平成 29 年中に検挙・補導された少年の特別法犯数 89 人を

罪種別に見ると→軽犯罪法違反 29 人、児童買春・児童ポルノ法違反 8 人、廃棄物処
理法違反 7 人、覚せい剤・大麻・毒物及び劇物取締法違反 17 人、
その他 28 人

男女別に見ると→男子 87.6%、女子 12.4%

学識別状況は→小中高生 42 人、その他学生 2 人、有職少年 36 人、無職少年 9 人

【島田警察署管内における「少年非行（20 歳未満）等の検挙人数」の推移】単位：人・%

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
検 挙 総 数	174	211	198	215	208
〔 成 人	154	184	184	147	194
〔 少 年	20	27	14	68	14
（ 刑 法 犯	(16)	(23)	(10)	(68)	(11)
（ 特 別 法 犯	(4)	(4)	(4)	(0)	(3)
少 年 の 割 合	11.5	12.8	7.1	31.6	6.7

資料：島田警察署「平成 29 年犯罪と少年非行のあらまし」

※触法少年（14 歳未満）を含む。本統計は暦年による。

施策の展開

- ❖ 青少年育成支援センター活動の充実（街頭補導活動、市内一斉補導、適切な注意・助言・指導等を通しての未然防止） 【社会教育課、生活安心課】
- ❖ 青少年の健やかな育成・非行防止についての啓発活動の展開
【社会教育課、生活安心課、福祉課】
- ❖ 非行を犯してしまった少年の立ち直りを図るための関係機関や保護司等と連携した適切な処遇の推進 【学校教育課、福祉課、社会教育課】

(4) 子供の貧困に対する支援

平成 29 年 10 月に実施した島田市子どもの生活実態調査アンケート調査結果によると、本市における子供の相対的貧困率^{※4}は約 1 割となっています。また、経済的な理由以外のさまざまな要因により、生活困難度が高くなっている世帯があることが明らかとなりました。

厚生労働省の「平成 24 年国民生活基礎調査」では、17 歳以下の子供の貧困率が 16.3%（6 人にひとりの子供が貧困）という数字が示され、豊かな生活を享受しているかのようなイメージがあっただけにそのショックは大きなものでした。親たちの非正規労働化・低所得化などがその背景にあります。3 年後の「平成 27 年国民生活基礎調査」では、17 歳以下の子供の貧困率が 13.9%となり、12 年ぶりに右上がりの数字に歯止めがかかりました。

「平成 30 年版子供・若者白書」には、「ひとり親家庭の平均所得は他の世帯の所得を大きく下回っており（平成 27 年平均所得 317.7 万円）、子供の大学進学率が低い。」と記されています。

国は、平成 27 年 4 月 1 日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、子供の将来が生まれ育った環境に左右されないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会等を図ることやすべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、貧困対策を総合的に推進しています。

本市においては、平成 31 年度を始期に 5 年間を見据え、「島田市子どもの貧困対策推進計画」がスタートします。『人と地域とまちがひとつになって子どもの未来を明るくてらすまち』を基本理念とし、「子どもの心身の健康づくりと豊かな心を育む教育」、「子どもの居場所づくりと家庭への支援」、「子どもを見守り育てる地域づくりと協働・連携の仕組み」の 3 つを基本目標に掲げています。

^{※4} 相対的貧困率：厚生労働省「国民生活基礎調査」により、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき 1985 年から 3 年ごとに算出されており、国際比較などの指標として用いられている。、国民の所得格差を表す指標で年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合を指す。

【国の 17 歳以下の貧困率の年次推移】

単位：%

	昭和 63 年	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年
相対的貧困率	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子供の貧困率	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9

資料：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」

【静岡県生活保護世帯の19歳以下の人数・人口比率の推移】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
19歳以下の人数 (人)	3,643	3,559	3,587	3,533	3,374
19歳以下人口に対する比率 (%)	0.53	0.52	0.53	0.53	0.52

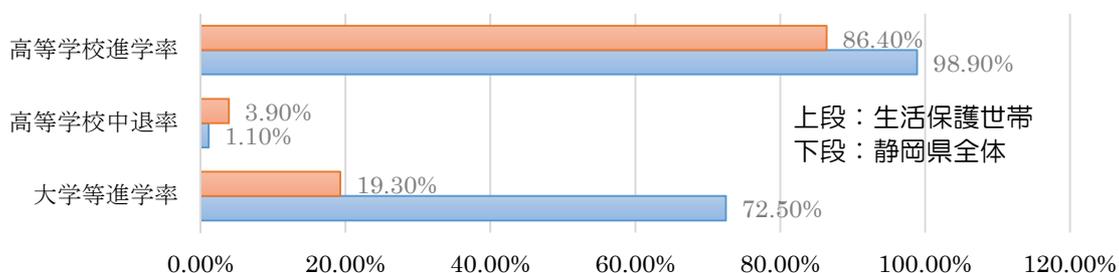
資料：「第3期静岡県子ども・若者計画」

【本市生活保護世帯の17歳以下の人数・人口比率の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
17歳以下の人数 (人)	43	41	39	31	36
17歳以下人口に対する比率 (%)	0.26	0.25	0.24	0.20	0.23

提供：島田市福祉課

【静岡県の平成28年度生活保護世帯の進学率、中退率】



資料：「第3期静岡県子ども・若者計画」
 ※本県は「生活保護世帯高校進学率の目標値を98.6%と掲げている。」

施策の展開

- ❖ フードドライブ、フードバンク活動 【福祉課】
- ❖ 母子家庭等自立支援給付（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金） 【子育て応援課】
- ❖ 子どもの居場所づくり事業 【子育て応援課】
- ❖ 民生委員・児童委員等地域の力を借りた支援 【福祉課】
- ❖ 要保護・準要保護児童就学援助費の支給 【教育総務課】
- ❖ 教員やスクールソーシャルワーカーによる支援（訪問等） 【学校教育課】

(5) ひきこもり、若年無業者（ニート）等に対する支援

現状と課題

ア ひきこもり

ひきこもっている若者の人数の把握は大変難しいとされていますが、内閣府の示した比率（人口の約0.5%）を基にした試算では、本市においても500人程の子供・若者が現在ひきこもっているものと推計されます。

ひきこもりの背景は、病気や障害、性格や気質、虐待、貧困、生育環境など様々であり、幾重にも因果関係が絡んでいます。

本人はもとより家族の苦しみも大きく、家族自体の孤立や機能低下を招き、更には、不適切な対応など本人に対するネガティブな刺激により本人の焦燥感や劣等感が強まり、悪循環や長期化を招いていることが本市の青少年相談事業からも伺えます。本人が自分自身の状態を受け入れ（自己受容）、自分の意志で動こうと模索し始めるには、周りの理解や家族（親）の受容的なかわりがとても大切になります。

社会に踏み出すきっかけや自立への足がかりをつかむために、相談事業や地域の中で見守る人たちを窓口にして、本人や家族の苦しみや困難を十分理解し、教育・医療・保健・福祉・労働部門などが多面的・包括的に支援していくことが必要です。

なお、ひきこもりは、若者特有の問題であるとして調査対象者を39歳までに限っていましたが、長期化や高齢化が深刻化する中、内閣府は2018年度に40歳から64歳を対象にした実態調査を行いました。

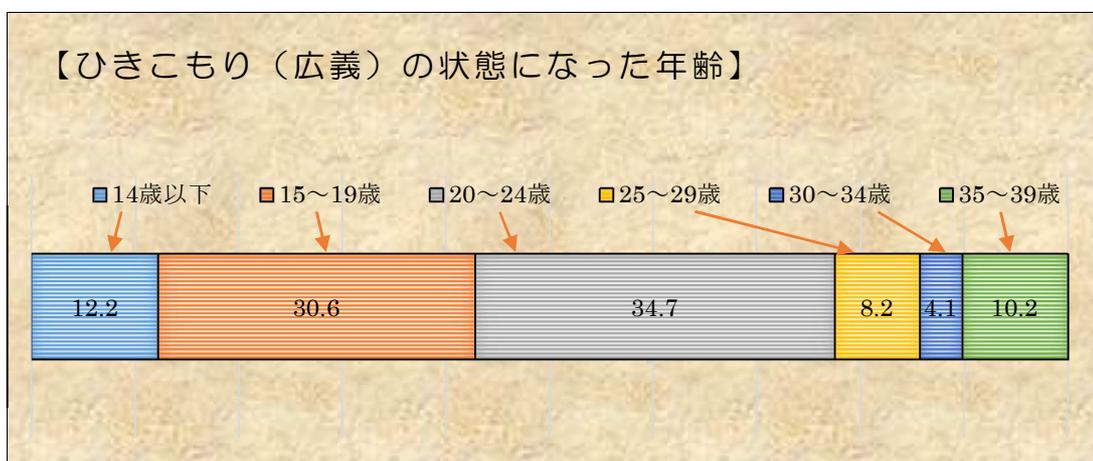
【国、静岡県における平成27年の「15～39歳のひきこもりの推計数」】

区 分		状 態	調査の有効回収率に占める割合	全国推計数	本県推計数
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06%	36.5万人	1.0万人
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1万人	0.3万人
		自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	0.1万人
		上記の状況が6ヶ月以上続いている者	合計	54.1万人	1.4万人

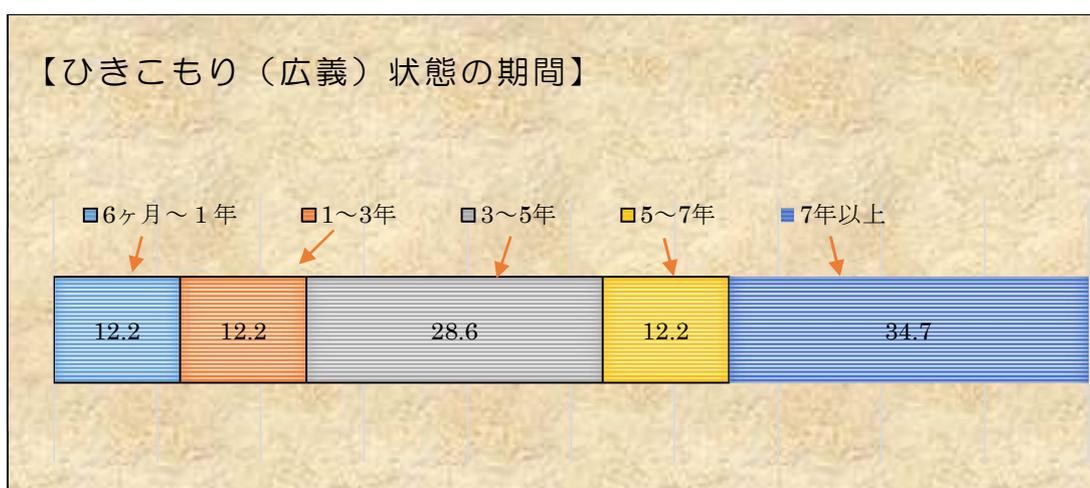
資料：「第3期静岡県子ども・若者計画」



資料：「第3期静岡県子ども・若者計画」



資料：「第3期静岡県子ども・若者計画」



資料：「第3期静岡県子ども・若者計画」

イ 若年無業者（ニート）※5

人との関係を結ぶことに困難を抱えた若者は、職業的自立も困難になってきます。そして、仕事に就けない状況が長引くとひきこもり同様回復が難しくなることが指摘されています。

「第3期静岡県子ども・若者計画（平成30年3月）」によると、全国の15歳～39歳の若年無業者（ニート）の数は、平成28年は約77万人で、15歳～39歳の全体人口に占める割合は23%となっています。求職活動をしていない理由としては、「病気や怪我のため」「学校以外で勉強中」が4割、「探したが見つからない」「知識・能力に自信がない」「希望する仕事がありそうにない」が3割であるということも併せて報告されています。

ニートに対しては、働く意欲を養い、職業能力の向上を図るとともに、短期的な就労や社会体験を積み重ねながら、徐々に正規の就業や社会への参画が可能となるよう誘導していくことが大切です。このような中間的就労※6のニーズも高いことから、一般企業や商工課、福祉課等との連携も必要になってきます。

支援の対象とすべき若者の実態把握は難しい現状ですが、相談事業の周知に努め、相談に訪れた当事者やその家族に対しては、ネットワークを活かして就労への道筋をつけていくことが大切です。

ネットワークのひとつである地域若者サポートステーションの伴走型支援は大変有効性が高く、ハローワークとの連携（橋渡し）の仕組みも整いつつあり、成果も目に見えてきています。

※5 若年無業者（ニート）：非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。総務省「労働力調査」は15～34歳、内閣府「子供・若者白書」では15～39歳としている。「Not in Education, Employment or Training」を略した「ニート」とほぼ同意で使用されている。

※6 中間的就労：本格的な就労に向けた準備の一環として「日常生活の自立や社会参加のために働く」ことを指す表現。

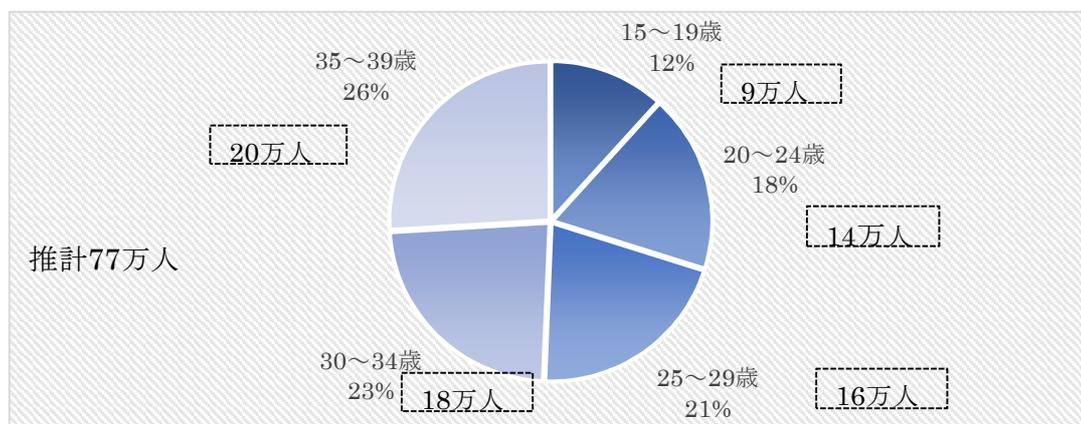
【若者職業的自立支援事業「地域若者サポートステーション」について】

- 平成18年度より事業開始（厚生労働省）
- 平成28年度現在全国173箇所設置。相談事業、若年無業者等アウトリーチ支援事業、職場体験・就職支援事業、定着・ステップアップ事業等実施（若年無業者等集中訓練プログラム事業については静岡は未実施）
- 静岡県中部地区（静岡市、焼津市、藤枝市、島田市）においては、平成24年度より「NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡」が受託運営（平成28年度から牧之原市、川根本町も対象区域になる）

- 「静岡地域若者サポートステーション」における平成28年度の実績
登録者 171 名（島田市は 13 名）、内進路決定者は 110 名（島田市は 7 名）
- 今後は、学校教育からの切れ目の無い支援として高校中退者等の希望に応じ、学校や自宅等へのアウトリーチ型の就労支援をする
- 高校中退者に限らず、平成 30 年度より通信高校、定時制高校の在学者も支援の対象者と認められた

資料：静岡地域若者サポートステーション

【平成 28 年度全国若年無業者数】



※「第3期静岡県子ども・若者計画」に示された数字をグラフ化

主な取り組み

- ❖ 青少年相談窓口の周知、悩みへの十分な傾聴、医療やひきこもりセンターなど適切な専門機関への橋渡し **【社会教育課】**
- ❖ 教育、医療、保健、福祉、就労などの関係機関の包括的な支援 **【担当課】**
- ❖ 困難さの理解や対応を学ぶための講演会や学習会の開催（親支援のための講座を含む） **【社会教育課、福祉課】**
- ❖ 地域若者サポートステーション、ジョブステーション、ハローワークなどの就労支援機関や企業との連携 **【商工課、社会教育課、福祉課】**
- ❖ 静岡地域若者サポートステーション主催「若者就労支援セミナー」、「就労支援サポーター養成講座」開催の協力 **【商工課、社会教育課】**
- ❖ 就労支援情報の周知（若者サポートステーションやジョブステーション） **【商工課、社会教育課】**
- ❖ 当事者や家族の起業相談・起業支援・経営相談 **【産業支援センター“おびサポ”（商工課）】**

(6) 特に配慮の必要な子供・若者への支援

現状と課題

ア 自殺

厚生労働省のまとめによると、平成10年以来連続して3万人を越えていた全国自殺者総数は、平成24年度には27,858人で15年ぶりに前年を下回り、平成28年度には21,897人、平成29年度には21,321人まで減少しましたが、非常事態はいまだ続いています。

子供・若者の自殺者も高い水準のままで10代、20代、30代の死因の第1位を占めています。

自殺の背景は、健康問題（うつ病ほか）をはじめ、いじめ・学業不振・進路等の学校問題、就労する際の困難、仕事の厳しさ、人間関係の困難、精神疾患、親子・夫婦不和、恋愛問題等多岐にわたっています。

自殺予防対策基本法の一部改正（平成28年4月施行）で「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のために、平成30年度までに全ての都道府県・市区町村に「自殺対策計画の策定」が義務付けられました。

相談体制の充実、職場のメンタルヘルス等の重要性は大分浸透してきていますが、当事者たちはその苦しみを表現できないのが実情です。

若者たちはインターネット上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあるので、今後はインターネット（スマートフォンや携帯電話を含む）を活用も支援策のひとつになっていくものと考えます。

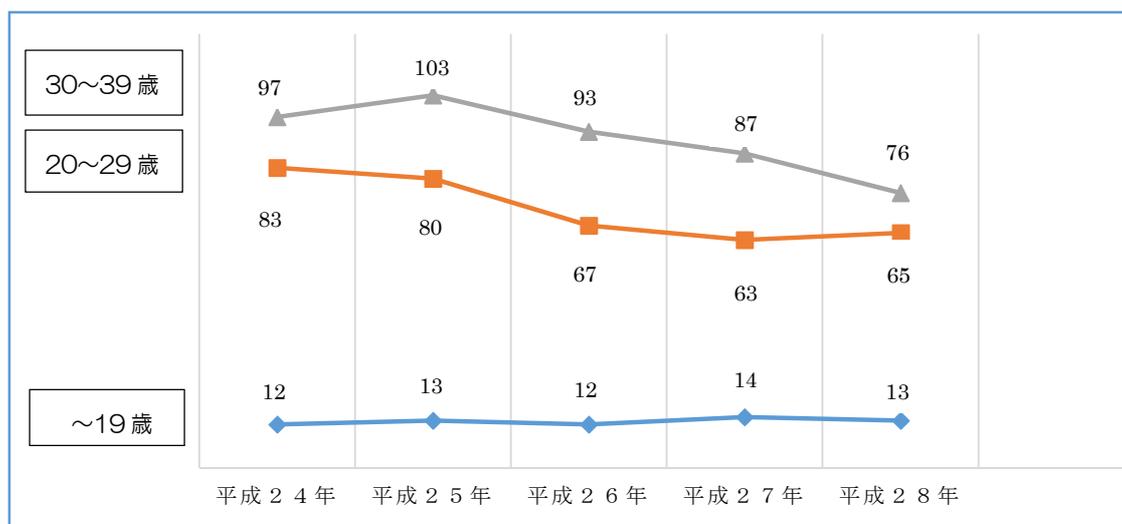
本市においては、平成31年度から5年間を見据え、「島田市自殺対策計画」がスタートします。本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」にはハイリスク層の一つである「子ども・若者」に係る取り組みを掲げています。

【年齢階級別死因順位（平成28年）】

	10～19歳		20～29歳		30～39歳		全年齢	
	死因	割合%	死因	割合%	死因	割合%	死因	割合%
第1位	自殺	32.5	自殺	46.1	自殺	31.8	悪性新生物	27.3
第2位	不慮の事故	25.0	不慮の事故	17.1	悪性新生物	27.2	心疾患	13.8
第3位	悪性新生物	10.0	悪性新生物	13.5	心疾患	8.8	老衰	10.3

資料：「第3期静岡県子ども・若者計画」

【静岡県年齢別階級別自殺者数の推移】



資料：「第3期静岡県子ども・若者計画」

イ 10代の性

本市の青少年相談窓口にも中高生の性の悩み相談が多くあります。体の変化に戸惑いを覚えたり、体と気持ちのコントロールに悩んだり、親の夫婦生活の理解に苦しんだりなど内容は様々です。

報告書「しずおかの青少年平成27年度版」では「母体への影響が大きく健全な家庭を作る準備もできてない中での若年層の妊娠があとを絶たない」と記述されています。また、医学が進歩しているとはいうものの、性感染（STD）やHIV感染、エイズ等も見逃せません。

不適切な性行動を招かないためにも、子供を性被害から守るためにも、学校・家庭における性教育が大切であり、大人の見守りが必要です。

【15～19歳の人工妊娠中絶数】

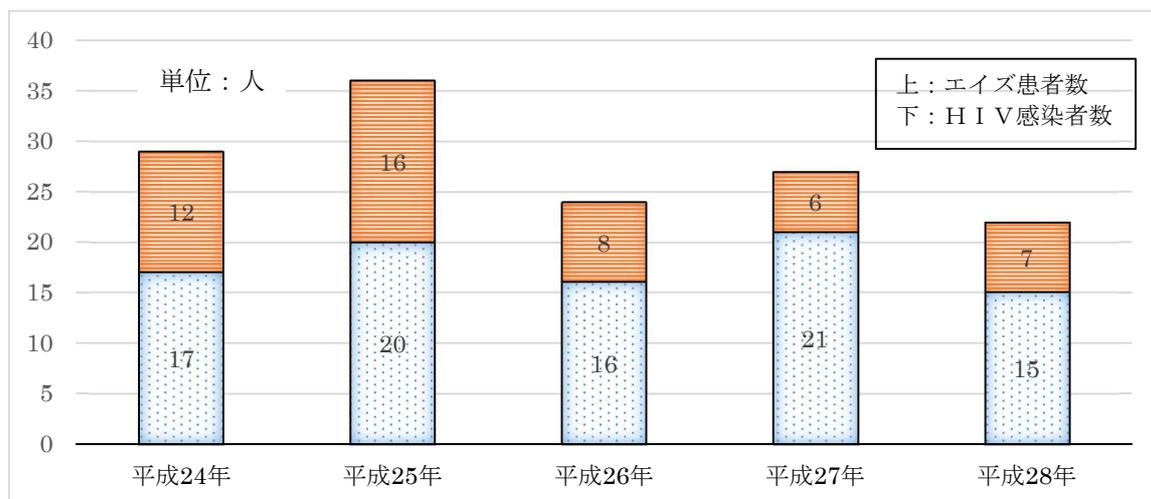
単位：人・%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全国人工妊娠中絶数	20,659	19,359	17,854	16,113	14,666
静岡県人工妊娠中絶数	543	585	428	443	368
静岡県女性人口	85,460	85,363	85,968	81,432	84,407
静岡県人工妊娠中絶実施率	0.63	0.67	0.50	0.54	0.43

資料：「しずおかの青少年平成30年度版」

※女性人口は「静岡県推計人口年報（各年10月1日現在）」

【全年齢における静岡県のH I V／エイズ新規届出状況推移】



資料：「しずおかの青少年平成 30 年度版」

※平成 28 年度の 10 代の報告数は 0 件

ウ LGBT

LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害者など体の性と心の性が一致しない者）の頭文字を取った言葉です。

平成 26 年度内閣府シンポジウム資料に、LGBTは国内人口の約 5.2%つまり概ね 20 人に 1 人の割合で存在すると記されています。しかし、外見ではわからないために、実際はそれ以上とも追記されています。見逃せないことは性同一性障害者の約 69%が自殺念慮を抱いたことがあるということやLGBTの子供の約 7割がいじめを経験しているということです。

法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」などを啓発活動の強調事項として掲げ、講演会の開催や啓発冊子の配布や啓発ビデオ作成などの各種啓発事業を実施しています。

また、文部科学省では、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒に対する決め細やかな対応等の実施について全国の教育委員会への周知に努めています。（資料：内閣府「平成 30 年度子供・若者白書」）

当事者が自分らしく生きていける社会にするために、教育現場での取組みのみならず、地域住民やさまざまな立場にある人への啓発活動を推進していく必要があります。

エ 課題のある外国人の子供・若者への支援

本市における外国人市民は、平成30年4月1日現在で1,151人（626世帯）となっており、年々増加しています。同様に市内の小・中学校における外国人児童・生徒数も年々増加しています。

また「30年版子供・若者白書」には、全国の帰国児童生徒の数は、平成28年度小・中・高等学校等合わせて12,602人であり、この子供たちが就学の機会を逸することがないように支援していくことが重要であると書かれています。

文部科学省は外国人の子供・若者や帰国児童生徒に対し、相談体制の充実、多言語による生活関連情報の提供、適応指導などに取り組み、内閣府・文部科学省では定住外国人の若者の就労支援や日本語学習、子供の教育など各種の施策を推進しており、本市でも生活文化の違いや言葉の壁等の困難に対しては地域住民との温かな交流を進めていくことが必要です。

オ 慢性特定疾病や難病を抱える子供・若者への支援

児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき、医療費の助成を行うと共に、その自立を支援するための相談支援等、都道府県の行う事業の推進を図ります。

また、慢性特定疾病事業等については、移行期医療の体制整備を促進すると共に難病患者に対して就労支援も引き続き実施し、日常生活の維持や社会参加への支援を行っていきます。

施策の展開

❖ 心の健康づくりや相談体制の充実	【相談窓口各課】
❖ 自殺予防対策の推進	【健康づくり課】
❖ 命や人生の大切さを実感する教育の実践（性教育を含む）	【学校教育課】
❖ 「いのちの電話」等の相談窓口の周知	【健康づくり課、社会教育課】
❖ 外国人児童生徒や帰国児童生徒に対す適応指導・日本語指導の充実など、 学びやすい環境づくりの推進	【学校教育課】
❖ LGBTに対する理解促進や環境整備	【学校教育課、社会教育課】
❖ 難病患者への支援（医療費無償化等）	【福祉課】

【基本的な柱3】

子供・若者ととともに育ちあう地域づくりの推進

1 家庭の教育力向上のための支援

現状と課題

家庭はすべての教育の出発点であり、家族愛に包まれたふれあいや生活体験を通してこそ、基本的な生活習慣や生きる力が身につく、様々な能力や意欲が育っていきます。そして、子供・若者は、地域との関わりのなかで、大人とともに支えあいながら成長していきます。

しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立化などにより、子育ての負担や不安感が増加しており、社会全体で子育て家庭を応援していく必要があります。また、就労環境の多様化や共働き世帯の増加により、子供の孤食化や放課後の過ごし方、保育環境などが問題となっています。さらに、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校だけでなく、地域総がかりで子供・若者を教育していく必要性が求められています。

このような背景の中、文部科学省では、身近な地域の中で家庭教育支援チームの組織化を図り、親力を高めていくための学習機会の提供などを推奨しています。本市にあっては、「ペアレントサポーター」が家庭教育支援チームとして活躍しています。

家庭教育力の一層の推進を図るために、働きながら子育てがしやすい環境整備、保育・子育てサービスの充実など、社会全体で子育てを応援する気運をさらに高めていくことが求められています。

施策の展開

- ❖ 保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等の促進
【保育支援課、子育て応援課】
- ❖ ふれあいを深める「家庭の日」の意識の啓発と理解の推進【社会教育課】
- ❖ 子育て相談や教育相談の充実【子育て応援課、学校教育課、社会教育課】
- ❖ 親力の向上を図るための、子供の発達段階に応じた家庭教育講座の実施
（「思春期の子を持つ親の講座」「はじめて0歳児をもつ親の講座」など）
【子育て応援課、健康づくり課、社会教育課】

- ❖ 親同士の交流の促進、父親の子育て参画の促進
【子育て応援課、健康づくり課、社会教育課】
- ❖ 家庭教育支援員の養成と家庭教育支援チームによる活動の推進
【社会教育課】
- ❖ 家庭教育講演会の開催
【社会教育課】
- ❖ ペアレントサポーターによる「子育て広場」の開催
【社会教育課】
- ❖ ペアレントサポーターによる子育て自主講座開催への支援
【社会教育課】
- ❖ ペアレントプログラムによる保護者への支援
【子育て応援課】
- ❖ 3歳児の保護者を対象とした「3さいっこがんばりノート」の配布
【社会教育課、健康づくり課】
- ❖ 新一年生の保護者を対象とした「親学ノート」の配布と「親学講座」の実施
【社会教育課】
- ❖ 家庭教育学級活動の推進（子育てのスキルアップや不安解消、仲間作り、読み聞かせ学習会等）
【社会教育課】
- ❖ 子ども読書活動の推進（読み聞かせ学習会、読み聞かせボランティアの育成や交流）
【社会教育課、図書館課】
- ❖ 親子で絵本が親しめる環境づくりと読み聞かせ活動
【保育支援課、子育て応援課、図書館課、学校教育課、社会教育課】
- ❖ 「ブックスタート事業」（7か月児への絵本の贈呈、良質の絵本に触れるきっかけ作り）
【図書館課】
- ❖ 良い本やイベントなどの情報の提供（広報誌やホームページ）
【図書館課、社会教育課】

2 地域の教育力向上のための支援

（1）世代を越えた地域力の強化（大井川流域の豊かな資源を活かす）

現状と課題

地域社会を支える担い手である子供・若者が、社会性や主体性を育み、地域の一員として自覚を持って積極的に地域社会に関わるように成長するためには、地域と学校が協働して、社会参画の機会を確保していく必要があります。

本市においては、青少年育成支援センター活動や子ども会（平成30年度は108の子ども会、児童4,513人が加入）活動をはじめ、地域住民が主体とな

った青少年健全育成事業や、青少年団体による大井川流域の豊かな自然環境を活かした様々な活動が展開されています。今後も、こうした活動を支援し、地域住民による青少年健全育成活動の活性化を図っていきます。

子供・若者が情操豊かに育ち、社会性を高めていくために、あいさつなどの日常的なかかわりや地域ぐるみのコミュニティを活性化させていく必要があります。

【青少年補導委員による街頭補導】

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補導委員数（人）	224	213	212	198	199
実施延回数（回）	204	187	210	181	164
活動延人数（人）	752	736	786	693	575
補導件数（件）	89	48	51	76	22

資料：島田市社会教育課

【青少年健全育成事業「少年育成教室“しまだガンバ”※7」参加児童数】

単位：人

年 度	参加数	主 な 活 動 内 容
平成27年度	33	ささまキャンプ、野守の池和船こぎ体験、宝物づくり 他
平成28年度	40	カヌー体験、ささまキャンプ、昭和のあそび体験 他
平成29年度	38	カヌー体験、ささまキャンプ、海がめの放流体験 他

資料：島田市社会教育課

【青少年健全育成事業「通学合宿※8」実施状況】

単位：人

名 称	支える母体	平成27年度	平成28年度	平成29年度
山の家通学合宿 (神座小学校)	神座小の子どもをみんなで育てる協議会	26	24	18
湯日っ子ふれあいスクール (湯日小学校)	湯日っ子ふれあいスクール 実行委員会	18	14	21
川根っ子なかよし合宿 (川根小学校)	川根っ子なかよし合宿実行 委員会	41	40	29
大津っ子通学合宿 (大津小学校)	大津っ子をみんなで育てる 協議会	36	35	34
梅の里伊太っ子通学合 宿(伊太小学校)	梅の里伊太っ子をみんなで 育てる協議会	24	31	33
わかあゆ通学合宿 (島田第一小学校)	島一小わかあゆをみんなで 育てる協議会	40	39	50

資料：島田市社会教育課

【「島田市成人式」の参加人数】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者人数(人)	1,052	1,082	1,015	1,048	1,041
参加者人数(人)	794	816	745	772	801
参加率(%)	75.5	75.4	73.4	73.7	76.9

資料：島田市社会教育課

※7 少年育成教室“しまだガンバ”：島田市教育委員会が、市内の小学校4～6年生に自然体験活動や共同体験の機会を提供し、創造力や連帯感、責任感の醸成を図り、地域リーダーを養成するために実施している。

※8 通学合宿：学年の異なる小学生が家庭から離れ、共同生活を行うもので、地域の公民館や寺社等の施設に宿泊し、登下校を行うことでお互いの立場を理解し、協力し合う心を育むことを目指している。

(2) 青少年リーダーや青少年指導者の育成

現状と課題

地域や青少年団体などで活動の中心となる指導者やリーダーの育成が求められています。技能や能力に加え、高い志と意欲を持ち、たくましく思いやりのある若者は、やがては「地域に根ざした指導者」へと成長していきます。

【“はばたけリーダー”※9における認定者数】

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
初級認定者数	7	6	4	6	9
中級認定者数	3	1	1	1	5
合計	10	7	5	7	14

資料：島田市社会教育課

【青年ボランティア講座※10参加延人数】

単位：人

活動内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開講式、田植え、稲刈り、収穫祭、フェスタしまだ等	4	7	9	4	5

資料：島田市社会教育課

※9 はばたけリーダー：島田市教育委員会が、市内の中学生及び高校生に、青少年リーダーとしての研鑽の機会を提供し、リーダーとしての能力を養成することにより青少年の健全育成を図るため実施している。

※¹⁰ 青年ボランティア講座：島田市教育委員会が、中学校卒業から 30 歳代までの青少年に、自主的な地域活動を誘発するための学習機会を提供し、青年ボランティア活動の発展を図るため実施している。

施策の展開

- ❖ 地域子育て支援センター、地域の人材、民生委員・児童委員、学校、保育園等と連携した子育て支援の促進
【保育支援課、子育て応援課、社会教育課等】
- ❖ 「初倉放課後子ども教室（フレンズクラブ）」の実施 【社会教育課】
- ❖ 県教育委員会委託事業「しまだはつくら寺子屋」の実施
【社会教育課、学校教育課】
- ❖ 地域主体の寺子屋事業や見守り活動との連携・支援 【社会教育課】
- ❖ 地域学校協働本部事業活動の実施（島田第二中学校に本部を設置しての学習支援や相談事業）
【社会教育課、学校教育課】
- ❖ 「成人記念事業」の開催 【社会教育課】
- ❖ 「明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会」の開催
【生活安心課、社会教育課】
- ❖ 読み聞かせグループによるお話会の開催やスキルアップ研修会の実施
【図書館課、社会教育課】
- ❖ 「読書週間関連事業」の実施（おはなしマラソンなど） 【図書館課】
- ❖ 公民館、支援センター、児童館、放課後児童クラブなどの地域施設における図書コーナーの整備・充実と施設職員の資質向上
【社会教育課、子育て応援課】
- ❖ 地域館の図書整備 【図書館課】
- ❖ 市民の調べ学習の充実（オンラインデータベースサービス） 【図書館課】
- ❖ 図書館ボランティア養成講座、文学講座、図書館講座の実施 【図書館課】
- ❖ 大学や県内外の公立図書館との連携 【図書館課】
- ❖ 育成補導委員（高校までの教員や PTA 役員も含む）による声かけ運動やパトロールの実施 【社会教育課】
- ❖ 小中学校、高等学校、保育園・幼稚園・こども園への不審者情報発信
【社会教育課、学校教育課】
- ❖ 「子どもを守る 110 番の家」の設置促進 【社会教育課、学校教育課】
- ❖ 自然体験を主活動にした少年健全育成教室「しまだガンバ！」（青少年リーダーの参画）の実施 【社会教育課】
- ❖ 「通学合宿」等の少年健全育成事業の実施 【社会教育課】

❖ 子ども会育成事業の展開	【社会教育課】
❖ 六合子どもチャレンジクラブ、はつくら里の楽校の実施支援	【社会教育課】
❖ 青年団、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの地域活動（次代の担い手作り）の支援	【社会教育課】
❖ まちづくり推進事業の支援（コミュニティ委員会活動、自治会活動など）	【協働推進課】
❖ 「笹間神楽」や「島田大祭」等、伝統行事（指定文化財を含む）の継承活動への支援	【文化課、学校教育課、観光課】

3 子供・若者を取り巻く社会環境の健全化

現状と課題

子供・若者を取り巻く社会環境は、成長過程にある子供・若者の人格形成に大きく影響を及ぼすことから、有害環境対策を図るとともに、判断力を向上させる教育や保護者の理解を深める啓発、トラブル相談窓口の開設、アドバイザーの育成等、官民一体となって子供・若者を保護・育成する環境づくりが重要です。また、犯罪や交通事故にも巻き込まれることのないよう地域ぐるみで安全確保に務めていくことが必要です。

特に、スマートフォンの普及やインターネット社会の急速な進展は、利便性をもたらす一方でその匿名性や有害性からいじめや犯罪等を招いたり、サイバー犯罪等にも繋がりがねません。児童ポルノ被害は、警察庁の統計によると平成28年には1,313人（中学生698人、高校生390人、小学生146人、他79人）と示されています。

また、病的なインターネット依存が疑われる中高生が7人に1人に当たる93万人に上るとの厚生労働省研究班の調査結果が平成30年8月31日に公表されました（5年前のほぼ2倍の数値）。※平成30年9月4日静岡新聞掲載

平成30年（2018年）1月、世界保健機構（WHO）では「インターネット依存症」を国際疾病分類（ICD）に加える方針を打ち出しました。わが国（内閣府）でも2018年2月「改正青少年ネット環境整備法」を施行し、青少年のインターネットの利用環境の整備に乗り出しています。

インターネットやスマートフォンから離れた日頃のコミュニケーションを大切にする視点を育成していくのが大人の務めです。

平成30年6月29日の参議院本会議で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（働き方改革関連法案）」が可決・成立しました。

「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」「長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」がこの法案の3つの柱です。これは、子供・若者の現在と未来に大きく関わってくる大変明るい指針です。出生率低下の歯止め、育児と仕事の両立等の子育て環境の向上に繋がり、新しい働き方は若者たちに希望を与えます。

施策の展開

- ❖ インターネットやスマートフォンなどの安心・安全利用及び社会のルールやマナーの啓発活動や講習会などの開催
【学校教育課、社会教育課、生活安心課】
- ❖ ケータイ・スマホルールアドバイザー養成講座への参加促進
【社会教育課】
- ❖ 「街頭補導」の実施や「こどもを守る110番の家」の普及支援
【社会教育課】
- ❖ 育成支援センターだよりの発行
【社会教育課】
- ❖ しまだ大井川あいさつの風プロジェクト^{※11}の実施
【社会教育課】
- ❖ 学校、地域、警察などが一体となった防犯教育の強化と、安全・安心に関する情報の配信
【学校教育課、生活安心課、社会教育課】
- ❖ 薬物乱用等の防止対策を推進するための啓発活動や研修会の開催
【生活安心課、社会教育課】
- ❖ 性風俗関連法令の違反行為に対する取締り
【社会教育課】
- ❖ 白ポスト（有害図書類回収）活動
【社会教育課】
- ❖ 交通指導委員会、地域見守り活動への支援
【生活安心課】
- ❖ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
【保育支援課、学校教育課、生活安心課】

※11 しまだ大井川あいさつの風プロジェクト：いじめアンケート調査から自分があいさつされていることを意識する子はいじめの加害行動をストップしようとする心情が働くということがわかってきた。本市では平成22年から島田市青少年育成支援センター主催により市内統一行動日を設定し、青少年育成補導委員等が駅や小中学校で、通勤・登校する市民や児童等に対して、声掛け運動（あいさつ運動）を実施している。

【基本的な柱4】 推進体制の整備・充実

1 市の体制の整備

課題と取組み

社会全体で子供・若者を守り育てるという原点に立ち返り、大人が自らの行動を通じて、次代を担う子供に正義感や倫理観、思いやりの心を育てていかななくてはなりません。

困難を有する子供・若者の課題に対しては、子供・若者育成支援推進法に基づく「島田市子ども・若者支援地域協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」、障害者自立支援法に基づく「島田市地域自立支援協議会」の役割分担を明確にしつつ、切れ目のない支援に努めます。

また、これらの協議会が主軸となり、複合的な要因から生ずる問題の解決に向けて、各種施策・事業の実施状況の把握や連絡調整を図りつつ、子供・若者施策の取組みを推進していきます。

さらに、すべての子供・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊心や自己肯定感を育み、自己を確立し、自立した社会人へと健やかに成長することを願い、総合的・体系的・継続的な支援に努めていきます。

2 国、県、近隣市町との連携

課題と取組み

内閣府は、社会的排除^{※12}に対する横断的な取組みの必要性を説いています。細分化されていく法への対応に努め、国や県の行う実態・意識等に関する調査研究への関心を持ちながら、これまで以上に国、県との緊密な関係を図り地方公共団体としての責務を果たしていきます。

また、国、県、近隣市町の支援機関とのネットワーク機能を活用しながら、子供・若者の育成支援を実施していきます。

※12「社会的排除」：物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多分野の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。

3 社会総がかりによる取り組みの推進

課題と取り組み

本計画の実施に当たっては、地域の人たちをはじめ、青少年健全育成や子育て支援などに取り組む各種団体、NPO 法人、企業などの様々な主体と学校・行政が目標を共有し、共に力を合わせていくことが重要です。このため、子供・若者の育成支援に関わる様々な主体が連携、協働し、社会総がかりで本計画の推進を図ります。

4 計画の進捗管理と評価

課題と取り組み

本計画は 2023 年度を最終年度としていますが、各施策や事業の進捗状況についての確認を毎年行い、計画の進行管理に努め、変化する社会や地域の状況に対応していきます。



資料編



数値目標、目標事業量

資料1

施策の方向	取組内容	指標	現状値		2023年度(H35)	担当部署	備考	
			年度	実績	目標値			
基本的な柱1 すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援								
(1) 豊かな心と健やかな体の育成	子供・お役立ち活動の展開	自分には、良いところがあると考える児童生徒の割合	小学生	H29	81.5%	85%	学校教育課	全国学力質問紙調査
			中学生	H29	73.8%	75%	学校教育課	全国学力質問紙調査
	体力の向上	新体力テストA・B段階の児童生徒の割合	小学生	H29	43.2%	50%	学校教育課	新体力テスト6年生平均
			中学生	H29	64.8%	70%	学校教育課	新体力テスト3年生平均
	食育の推進	朝食を食べてくる子供の割合(5日間朝食を毎日食べた子供の割合)	小学生	H28	92.9%	95%	学校教育課	第2次総合計画めざそう値
			中学生	H28	90.7%	93%	学校教育課	第2次総合計画めざそう値
		朝食を毎日食べる市民の割合(20~30歳代男性)	20~30歳代男性	H30	66.7%	85%	健康づくり課	
		朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加		H30	週10回	週10回以上	健康づくり課	
		学校給食の残食率		H29	3.36%	4%	学校給食課	4%をボーダーラインとする
	子供たちの夢を膨らますことができるような教育活動の実施	将来の夢や目標を持っている子供の割合	小学生	H28	85.3%	88%	学校教育課	第2次総合計画めざそう値
中学生			H28	71.1%	72%	学校教育課	第2次総合計画めざそう値	
(2) 社会の変化に対応できる力の養成	中学校での職場体験学習の実施	実施校数		H29	7	7	学校教育課	
	国際理解教育の推進、国際交流事業への協力	ALTによる外国語の授業が楽しいと感じる児童・生徒の割合	小学生	H28	94.0%	95%	学校教育課	第2次総合計画めざそう値
			中学生	H28	89.0%	90%	学校教育課	第2次総合計画めざそう値
(3) 子供・若者の自立を育む多様な交流	通学合宿の実施	実施小学校数		H29	6	7	社会教育課	

施策の方向	取組内容	指標	現状値		2023年度(H35)	担当部署	備考
			年度	実績	目標値		
基本的な柱2 困難を有する子供・若者やその家族の支援							
(1) 障害のある子供・若者やその家族の支援	障害についての相談の実施	相談件数	H29	11,482	11,500	福祉課	H22の数値は障害者相談員のみ相談件数と思われる。H29実績と2023年計画は、障害者相談員に加え、市窓口、委託相談も含めた数値となっているため、大幅な差が生じている。また、障害者全体の相談件数であり、子供・若者の相談件数に限らない。
	地域自立支援協議会の開催	開催回数	H29	4	4	福祉課	
	地域自立支援協議会しごと部会の開催	開催回数	H29	6	6	福祉課	
	地域自立支援協議会こども部会の開催	開催回数	H29	4	4	福祉課	
	要保護児童対策地域協議会（母子保健乳幼児部会）の開催	開催回数	H29	12	12	健康づくり課	
	要保護児童対策地域協議会（障害児等療養部会）の開催	開催回数	H29	3	3	福祉課	
	駿遠学園移行支援会議への出席	出席回数	H29	2	2	福祉課	
	島田市こども館「特別支援学校等児童・特別開館事業」の開催	開催回数	H29	2	2	子育て応援課（こども館）	
(2) 少年非行の防止	青少年育成補導委員による街頭補導の実施	実施回数	H29	164	28	社会教育課	
	明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会の開催	開催回数	H29	1	1	社会教育課	
	社会を明るくする運動街頭啓発の実施	実施回数	H29	3	3	福祉課	
(3) いじめ等の問題行動、不登校への対応	スクールソーシャルワーカーの配置	配置人数	H29	3	4	学校教育課	
	進路学習会(対象：不登校生徒とその保護者)	開催回数	H29	1	1	学校教育課	
	不登校児童・生徒への支援としてのチャレンジ教室の設置	登録者の割合	H28	28.7%	33.3%	学校教育課	第2次総合計画めざそう値

施策の方向	取組内容	指標	現状値		2023年度(H35)	担当部署	備考
			年度	実績	目標値		
(4) ひきこもりに対する支援	フリースペースの開設	開設箇所数	H29	0	1	社会教育課	
(5) ニート・フリーターに対する支援	若者就労セミナーの開催	参加者数	H29	23	30	商工課	第2期指標は開催回数から参加者数へ変更
	企業見学会の実施	参加者数	H29	8	15	商工課	※H29より試験的に開催
(6) 課題のある外国人の子供・若者への支援	外国人児童生徒指導員の配置	配置人数	H29	1	1	学校教育課	
(7) 相談体制の充実	ファミリー・サポート・センター事業の充実	会員数(年度末時点)	H28	415	450	子育て応援課	第2次総合計画めざそう値(めざそう値はH33に424人)
	子育て世代包括支援センターてくてくの運営	相談件数	H28	337	500	健康づくり課	第2次総合計画めざそう値

基本的な柱3 子供・若者と共に育ちあう地域づくりの推進

(1) 家庭の教育力向上のための支援	家庭教育学級の開講	開講箇所数	H29	19	18	社会教育課	
	つどいの広場の開催	実施団体数	H29	9	10	子育て応援課	
	子育て広場の開催	開催箇所数	H29	3	3	社会教育課	
	家庭教育講座の夜間・休日の開催	参加者数	H28	194	300	社会教育課	第2次総合計画めざそう値
(2) 地域の教育力の向上のための支援	地域や家庭が一体となった地域学校協働本部事業等の実施	ボランティア活動延べ人数	H28	118	470	社会教育課	第2次総合計画めざそう値
	放課後子ども教室の設置	設置箇所数	H29	1	2	社会教育課	
	地域の青少年声掛け運動の推進	運動賛同登録者数	H29	10,853	11,000	社会教育課	
	しまだガンバ!の開講	参加児童数	H29	38	40	社会教育課	

施策の方向	取組内容	指標	現状値		2023年度(H35)	担当部署	備考
			年度	実績	目標値		
(3) 子供・若者を取り巻く社会環境の健全化	ケータイ講座の開催	開催校数	H29	7	7	学校教育課	
	タバコ・薬物の害に関する授業の実施	実施校数	H29	25	25	学校教育課	
	子どもを守る110番の家の設置支援	設置箇所数	H29	2,496	2,500	社会教育課	
	交通安全教室(対象:小学校3年生)の開講	開催校数	H29	18	18	学校教育課	
	要保護児童対策地域協議会(児童生徒指導、虐待、DV部会)の開催	開催回数	H29	5	5	子育て応援課	
	自殺対策会議の開催	開催回数	H29	2	2	健康づくり課	
基本的な柱4 推進体制の整備・充実							
1) 市の体制の整備	子ども・若者総合相談窓口の設置	設置箇所数	H29	1	1	社会教育課	
2) 国、県、近隣市との連携	子ども・若者支援地域協議会の開催	開催回数	H29	0	1	社会教育課	
3) 民間組織との連携	子ども・若者支援研修会の開催	開催回数	H29	6	6	社会教育課	



国、静岡県、島田市の「子ども・若者育成支援計画」の流れ

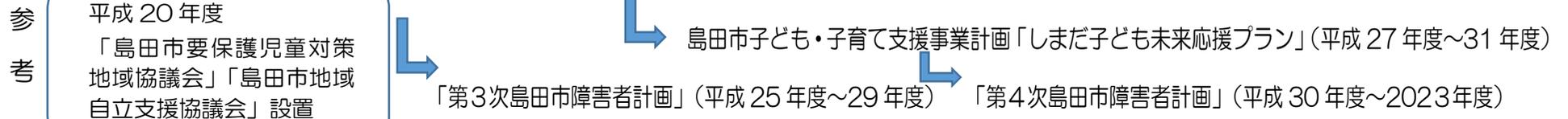
資料2

子ども・若者育成支援推進法施行（平成 22 年 4 月）

「島田市子ども・若者支援地域協議会」設置（平成 23 年度）

※ 協議会の設置は、努力義務に留まっていたので設置の伸びが緩やかだった（資料 9 で説明）
 （平成 29 年度末現在における内閣府把握数は、40 の都道府県、14 の政令都市、62 の市町村となっている）

	22 年度 2010 年	23 年度 2011 年	24 年度 2012 年	25 年度 2013 年	26 年度 2014 年	27 年度 2015 年	28 年度 2016 年	29 年度 2017 年	30 年度 2018 年	31 年度 2019 年	2 年度 2020 年	3 年度 2021 年	4 年度 2022 年	5 年度 2023 年	
国	平成 22 年 7 月「青少年育成大綱」を廃止し、「子ども・若者育成支援推進大綱 “子ども・若者ビジョン”」策定						平成 28 年 2 月ビジョンを廃止し、「子供・若者支援推進大綱」策定								
							大綱、法の見直し		見直し時期は示していない						
静岡県	“ふじのくに” 子ども・若者プラン		第 2 期 “ふじのくに” 子ども・若者プラン				第 3 期静岡県子ども・若者計画 「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン」								
島田市	島田市子ども・若者育成支援計画 しまだ大井川『子ども・若者プラン』				見直し		第 2 期島田市子ども・若者育成支援計画 しまだ大井川『子ども・若者プラン』				見直し				

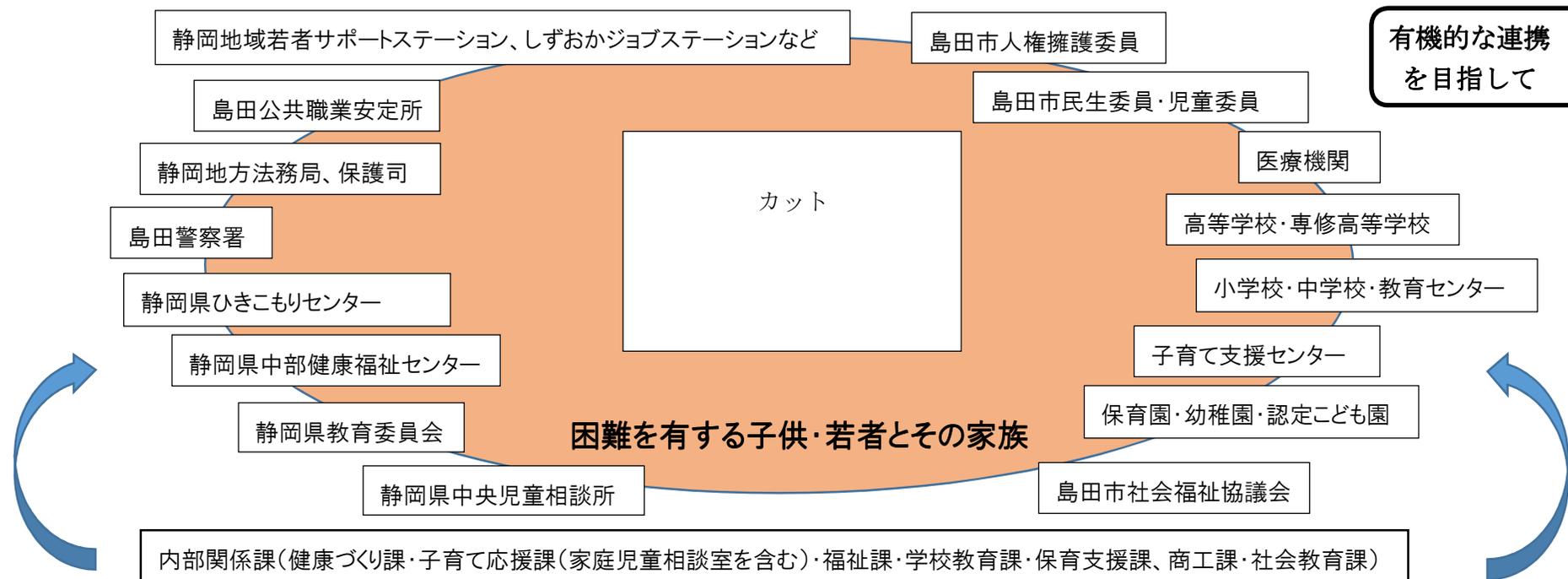




島田市における「困難を有する子供・若者の支援イメージ図」

資料3

有機的な連携
を目指して



- 島田市子ども・若者支援地域協議会 (社会教育課)
- 島田市要保護児童対策地域協議会 (子育て応援課)
- 島田市地域自立支援協議会 (福祉課)

日常生活を営む上で困難を抱える子供・若者の支援を重点施策におき、すべての子供・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくことを目的としている。対象年齢は概ね 39 歳まで。
 【「子供・若者育成支援推進法」(平成 21 年法律第 71 号)に基づき、島田市は、平成 23 年4月に設置】。

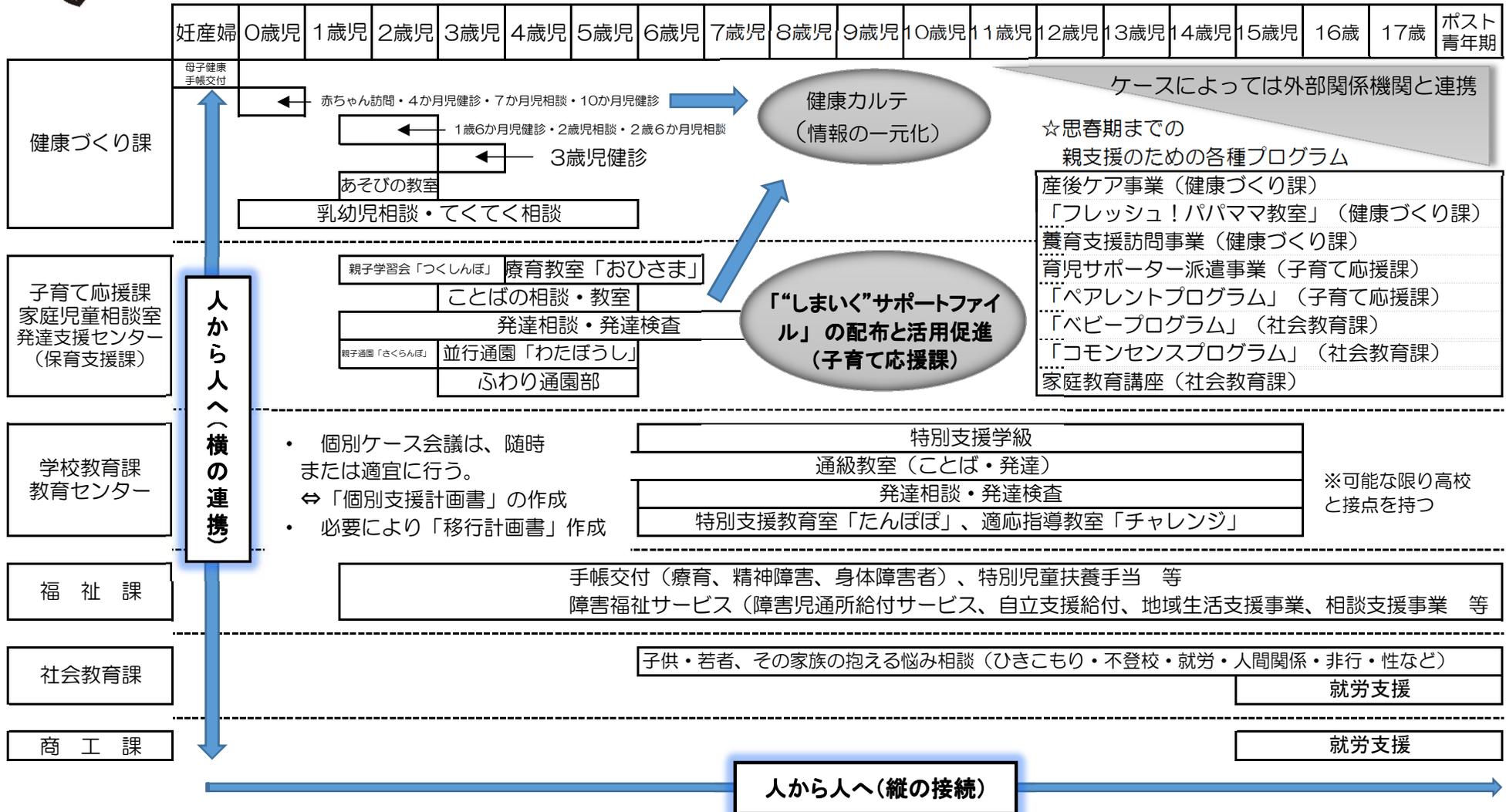
要保護児童の適切な保護、要保護児童若しくは特定妊婦への適切な支援を目的とし、そのための情報交換や支援の内容に関する協議を行っている。子供の対象は 18 歳まで。
 【「児童福祉法」(昭和 22 年法律第 164 号)の一部改正(平成 16 年 10 月)に基づき、島田市は平成 20 年4月に設置】。

福祉・医療・就労・教育など様々な関係機関の代表で構成し、障害のある人の立場になって、地域の課題を改善・解決し、方向を検討・協議していく場。【「障害者自立支援法」(平成 17 年法律第123号)に基づき、島田市は、平成 20 年 2 月に設置】。こども部会、しごと部会などは、平成 28 年 9 月に設置。



島田市における「発達支援事業と発達支援システム」(横の連携、縦の接続)

資料4



- * このシステムは、内閣府、文科省、厚労省が推奨するネットワーク強化を図るための、島田型発達支援システムです。
- * 支援の必要な子どもに配布される「“しまいく”サポートファイル」は、自立に至るまでの保護者ツールの記録です。支援する側とされる側の心の通い合いをベースに、継続的に活用することで自立への道筋が開かれていくことを目的とします。



子供・若者に関連した法律各種

資料 5

法律名	施行日	法律の内容やめざすところ
学校教育法	S22年4月 (1947年)	小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園を対象とし、学校教育制度の根幹を定めた日本の法律。学校教育法は、平成30年6月に至るまでに72回にわたって改正されている。(出典:国立国会図書館)
児童福祉法	S22年12月 (1947年)	社会福祉6法の一つ。戦後を社会背景に子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するために制定された法律。法の改正は、時代背景と共に何回も改正されている。平成30年6月27日号外法律第66号が104回目となる。(出典:国立国会図書館)
少年法	S23年7月 (1948年)	罪を犯した少年の性格の矯正と環境の調整に関する保護処分と、少年の福祉を害する成人の刑事事件に対する特別措置について定めた法律。通常の刑事事件とは異なる独自の処分が行われる。 2000年の一部改正により、対象年齢は16歳以上から14歳以上に引き下げられた。改正は36回に及ぶ。
児童虐待防止法	H12年11月 (2000年) ↓ (2004年) ↓ (2008年) ↓ (2017年)	児童虐待の禁止、予防及び早期発見、国・地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等を定めることにより児童の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。「何人も児童に対して虐待してはならない」と規定し、児童相談所の権限を強化し、教師・医師・弁護士などに早期発見する努力義務を課した。児童虐待の定義として、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待の4種類に分類された。 その後2004年には、定義の見直し・通告義務の範囲拡大・市町村の役割の明確化・要保護児童対策地域協議会の法定化が、2008年には、立ち入り調査等の強化・保護者に関する制限の強化などが加えられ、その9年後の2017年4月には、児童福祉法の理念の明確化・母子健康包括支援センターの全国展開・市町村及び児童相談所の体制の強化・里親委託の推進等が盛り込まれた。これらに併し児童福祉法も順次改正されてきている。
自殺対策基本法	H18年10月 (2006年)	自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、合わせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることと、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。 H28年4月一部改正。「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を追加し、基本的施策の拡充に取り組んでいる。
(改正)教育基本法	H18年12月 (2006年)	戦後の民主主義教育の基盤となった「教育基本法」を衣替えし、それまでの「個人の尊厳」を継承しつつ教育の目標に「愛国心」や「公共の精神」という規範意識も盛り込んだ。「生涯学習の理念」「私立学校」「家庭教育」などの条項も新たに付け加えられた。
子ども・若者育成支援推進法	H22年4月 (2009年)	「子ども・若者の健やかな成長が、わが国の発展の基礎をなす」という考え方の上に立ち、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者を支援するための枠組み整備を推進するための法律。「子ども・若者支援地域協議会」の設置が努力義務となった。
障害者虐待防止法	H24年10月 (2012年)	障害者の虐待の防止に係る国の責務を明確にし、障害者の虐待の予防と早期発見等の努力義務、及び養護者への支援を講じるための法律。
消費者教育推進法	H24年12月	消費者が、深刻な被害に遭わないなど、自立した消費者を育てる教育や啓発活動を推進するための法律。幼児期から高齢期まで、学校

	(2012年)	や地域で取り組みを進めるよう国や自治体に責務を負わせた。
障害者総合支援法	H25年4月 (2013年)	平成18年10月に全面施行された「障害者自立支援法」が一部改正され、社会生活を総合的に支援するための法律として誕生。谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体制の整備、サービス基盤の計画的整備等を行い、誰もが住みなれた地域での生活を実現するための総合的な支援を行うこととされている。
いじめ防止対策 推進法	H25年9月 (2013年)	いじめが、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることに鑑み、いじめを受けた児童等の権利やいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための法律。
子ども貧困対策 推進法	H26年1月 (2014年)	親から子への貧困の連鎖が起きないよう、子どもの貧困対策を総合的に進めることを目的とした法律。「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する。」と明記されている。
(改正)DV 防止法	H26年1月 (2014年)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの防止及び被害者の保護を図ることを目的とし平成13年「DV防止法」が誕生。平成26年1月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることと追記された。
難病法	H27年1月 (2015年)	「難病の患者に対する医療費等に関する法律」として誕生。助成する難病の数は、これまでの56から110に増え、平成29年4月には更に増えて330となった。長期診療が必要である患者の負担額を軽減する措置である。
生活困窮者自立 支援法	H27年4月 (2015年)	生活保護に至る前、あるいは保護脱却の段階での自立支援の強化を図るための法律。複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行う(福祉と雇用の連携や縦割り行政の克服など)。
(新)少年院法 少年鑑別所法	H27年6月 (2015年)	66年経過した「少年院法(S24年)」(少年院・少年鑑別所の設置・種類・管理、及び収容者の処遇・教育などの基本原則を規定する法律)の全面改正が行われ、少年院と鑑別所のそれぞれの役割の明確化を図る。矯正教育など再非行防止に向けた処遇の充実強化、在院者の権利義務や職員の権限の明確化、社会に開かれた施設運営の推進等の内容を持つ。
障害者差別解消法	H28年4月 (2016年)	「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律
(改正)発達障害者 支援法	H28年5月 (2016年)	平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」は知的障害者施策の一部に過ぎなかったのが、知的障害を伴わない発達障害も「障害」として認識された。この時点で「軽度発達障害」という言葉は使わなくなった。発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援が切れ目なく行われていくことに関しての国及び地方公共団体の責務が明記された。
(改正)障害者雇用 促進法	H28年4月 (2016年)	雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置等を定める法律。1987年「障害者の雇用の促進等に関する法律」に始まり、何回も改正を繰り返している。最近では、平成27年、それ以前は25、22、21…年。
(改正)青少年ネット 環境整備法	H30年2月 (2018年)	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律であり、主には、「利用者が18歳未満かどうかの確認をすること」や「フィルタリングサービスを保護者が青少年に説明すること」が義務付けられたこと、「フィルタリングサービスを利用しやすいような環境を端末メーカーに義務づけつつOS側にも努力義務を課す」の3点が改正のポイントとなっている。



第2期島田市子ども・若者支援計画 策定経過

実施年月日	内 容
平成29年 4月17日(月)	「第1回子ども・若者支援計画ワーキンググループ会議」 国・県の計画概要の説明 計画骨子等の説明 各部署へのお願い事項
平成29年12月11日(月)	「第2回子ども・若者支援計画ワーキンググループ会議」 計画原案執筆担当からの内容説明 統計的資料の挿入 現状と課題・施策等の内容等の検討
平成30年 4月16日(月)	「第3回子ども・若者支援計画ワーキンググループ会議」 「静岡県子ども・若者支援計画」の説明 29年度末における統計などの挿入のお願い
平成30年 4月17日(火) ~19日	ワーキンググループ以外の関係課11課、島田警察署、島田 公共職業安定所へ「支援計画」の巡回説明とお願い
平成30年 7月 6日(金)	数値目標提出
平成30年 7月24日(火)	「第4回子ども・若者支援計画ワーキンググループ会議」 計画案の内容(文言等)の精査、最終確認
平成30年 8月 9日(木)	関係するすべての課(18課)による計画案の内容確認
平成30年 8月28日(火)	「平成30年度第1回島田市子ども・若者支援地域協議会」 計画案の協議
平成30年 9月	島田市子ども・若者支援地域協議会委員による計画案の内容 再確認
平成30年11月27日(火) 平成30年11月30日(金)	「社会教育委員会」「教育委員会定例会」 計画案の協議
平成30年12月19日(水)	「青少年問題協議会」 計画案の審議
平成30年12月~ 平成31年 1月	パブリックコメントの実施
平成31年 2月	計画の決定
平成31年 3月	冊子完成 公表(市議会、教育委員会、部長会議)



第2期島田市子ども・若者支援計画策定に携わった人

《平成30年度島田市子ども・若者支援地域協議会委員》

関係機関名	委員名
島田市公共職業安定所 統括職業指導官	柿畑 新也
健康福祉部 福祉課 課長	岡部 隆祥
健康福祉部 健康づくり課 課長	清水 寿道
子ども未来部 子育て応援課 課長	石間 幸典
産業観光部 商工課 課長	菊池 智博
教育部 学校教育課 課長	池谷 英人
教育部 社会教育課 課長	南條 隆彦
社会福祉法人島田市社会福祉協議会 地域支援課長	伊藤 康久

《平成30年度策定ワーキンググループ》（ ）内は平成29年度委員

健康福祉部福祉課 障害者支援係	福島 都帆（鈴木絵里奈）
健康福祉部健康づくり課 健康支援係	古荘 久実（天野 朋）
子ども未来部子育て応援課 課長補佐	木村 浩之（天野由美子）
子ども未来部子育て応援課こども相談室	西村 佳子
子ども未来部子育て応援課こども相談室	宮村久美子
産業観光部商工課 商工係	中嶋 潤（杉浦元紀）
教育部学校教育課 指導主事	西本 保宏（岩尾秀幸）
教育部学校教育課 教育センター長	永井 潤
社会福祉法人島田市社会福祉協議会 地域支援課	杉本優子、増本真智子

《策定事務局》

教育部社会教育課 課長補佐	岡部 浩子（坂巻隆一）
教育部社会教育課 家庭教育指導員	鈴木 玲子
教育部社会教育課 青少年相談員	野島恵美子 勝沢たえ子

○島田市青少年問題協議会条例

平成 17 年 5 月 5 日

規則第 158 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、島田市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項の調査審議に関すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長、関係行政機関及び関係団体に対し意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 協議会に、委員の互選により副会長 2 人を置く。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験のある者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 1 号から第 3 号までの委員の任期は、当該職にある期間とし、欠員の生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を掌理する。

(専門委員)

第6条 協議会に必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長の命を受け、専門事項を調査研究する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、島田市教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に最初に第3条第4項の規定により任命又は委嘱される委員の任期は、第3条第5項本文の規定にかかわらず、任命又は委嘱された日から平成19年3月31日までとする。

附 則(平成20年2月29日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月29日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○島田市青少年問題協議会条例施行規則

平成 17 年 5 月 5 日

規則第 137 号

(趣旨)

第 1 条 島田市青少年問題協議会条例(平成 17 年島田市条例第 158 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、島田市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係行政機関の委員)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項第 2 号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 島田公共職業安定所長
- (2) 静岡県島田警察署長
- (3) 島田市教育委員会教育長
- (4) 島田市健康福祉部長
- (5) 島田市こども未来部長
- (6) 島田市産業観光部長
- (7) 島田市教育委員会教育部長

(会議)

第 3 条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第 4 条 会長は、条例第 7 条の協議会の庶務を処理する課の職員をして会議録を調製し、会議の概要及び出席委員の氏名等を記載させなければならない。

2 会議録に署名すべき委員の数は、2 人とし、会議の始めに会長が協議会に諮ってこれを定める。

(専門委員)

第 5 条 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときをもって解任されたものとする。

(幹事会)

第 6 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、関係行政機関の職員で第2条各号に掲げる者が指名するもののうちから市長が委嘱し、又は任命する者を幹事として構成する。
- 3 幹事会は、協議会に提出する議案で会長が必要があると認めるものについて協議する。
(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成17年5月5日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第25号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規則第21号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第17号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月8日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月28日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

○島田市子ども・若者支援地域協議会要綱

平成 23 年 3 月 23 日

告示第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、子ども・若者支援地域協議会を置く。

(名称)

第 2 条 子ども・若者支援地域協議会の名称は、島田市子ども・若者支援地域協議会とする。

(所掌事務)

第 3 条 島田市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・若者（法第 15 条第 1 項に規定する子ども・若者という。以下同じ。）の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に係る調査研究、研修及び広報その他の啓発活動に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子ども・若者の支援に関し必要な事項

(子ども・若者支援調整機関の指定)

第 4 条 法第 21 条第 1 項の子ども・若者支援調整機関は、島田市教育委員会社会教育課とする。

(構成)

第 5 条 協議会を構成する法第 19 条第 1 項に規定する関係機関等は、別表のとおりとする。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 74 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 75 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 8 日告示第 110 号）

この告示は、公示の日から施行する。

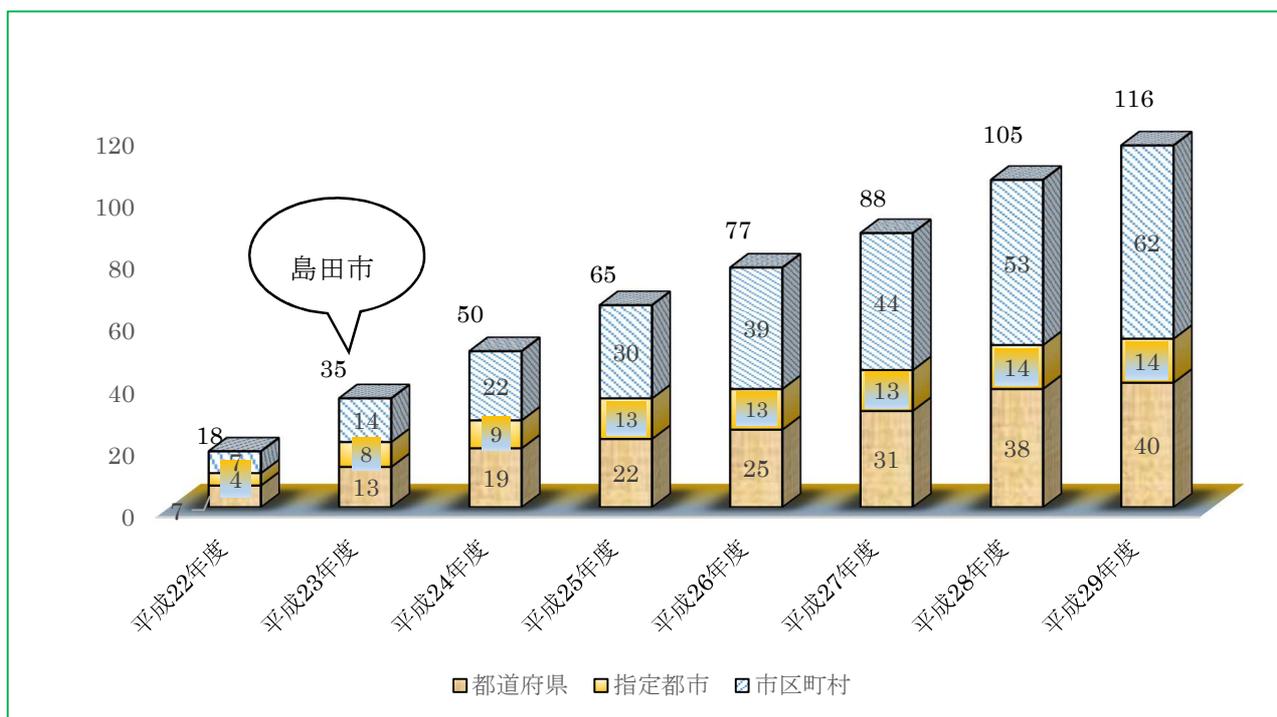
附 則（平成 30 年 6 月 29 日告示第 174 号）
 この告示は、公示の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	関係機関等
国及び地方公共団体の 機関	島田公共職業安定所
	島田市健康福祉部福祉課
	島田市健康福祉部健康づくり課
	島田市こども未来部子育て応援課
	島田市産業観光部商工課
	島田市教育委員会学校教育課
	島田市教育委員会社会教育課
特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の団体	社会福祉法人島田市社会福祉協議会



子ども・若者支援地域協議会設置数の推移



資料：「30年度版 子供・若者白書」



参 考 書 類

- 「子供・若者育成支援推進大綱」（内閣府 平成 28 年 2 月）
- 「平成 30 年度版 子供・若者白書」（内閣府 平成 30 年 7 月）
- 「第 2 期 “ふじのくに” 子ども・若者プラン」（静岡県 平成 26 年 3 月）
- 「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン—第 3 期静岡県子ども・若者計画—」（静岡県 平成 30 年 3 月）
- 「島田の教育」平成 29 年度版、平成 30 年度版（島田市教育委員会）
- 「しまだ子ども未来応援プラン」（島田市子育て応援課 平成 27 年 3 月）
- 「第 4 次島田市障害者計画」（島田市福祉課 平成 30 年 3 月）
- 「平成 30 年度版 しずおかの青少年」（静岡県青少年対策本部）
- 「第 33 回・第 3 4 回全国青少年相談研究集会報告書」（国立青少年振興機構 平成 29 年 1 月、平成 30 年 1 月）
- 「子どもの発達障害」（静岡てんかん・神経医療センター 杉山修氏）
- 「平成 29 年犯罪と少年非行のあらまし」（島田警察署、島田警察署内防犯協会）
- 「丘の子どもたち」（静岡県警察本部少年課）

子供・若者育成支援推進大綱（概要）

平成28年2月9日（火）
 子ども・若者育成支援推進本部決定

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

- **全ての子供・若者が**自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、**社会的に自立した個人として健やかに成長**するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、**家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等**が各々の役割を果たすとともに、**相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題**である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した**長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮**する必要がある。
- **全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。**

現状と課題

- 【 **家 庭** 】 ・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、**社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要**
 ・**貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要**
 ・**家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要**
- 【 **地 域 社 会** 】 ・地域におけるつながりの希薄化の懸念
 ・**地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要**
- 【 **情報通信環境** 】 ・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に**正負の影響**をもたらす
 ・**違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要**
- 【 **雇 用** 】 ・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てる**キャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要**
 ・**円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要**

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



【**課題の複合性、複雑性**】 困難を抱えている子供・若者について、子供の**貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。**

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体を健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ① 日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ② 学力の向上 ③ 大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ② 子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③ 被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ① 職業能力・意欲の習得 ② 就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ② 障害等のある子供・若者の支援
 - ③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④ 子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ① 児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン-第3期静岡県子ども・若者計画-」骨子

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の策定の趣旨
 第2期「ふじのくに」子ども・若者プランの成果、社会情勢の変化並びに「子供・若者育成支援大綱」及び青少年問題協議会意見書中の趣旨等を踏まえ、子供・若者が健やかに成長し、社会の一員として自立・活躍できるよう支援するため策定する。

2. 位置づけ
 ・子ども・若者育成支援推進法第9条1項における「都道府県子ども・若者計画」
 ・県の総合計画のもと、子供・若者育成支援策を推進するための個別計画
 ・本県の各分野別計画の施策等を踏まえて策定し、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を総合的に推進する指針

3. 計画の期間
 2018年度から2021年度までの4年間

4. 計画の対象者
 0歳から概ね30歳未満の者を対象とする。施策によっては、30歳代のポスト青年期の者も対象

5. 基本理念
 「子供・若者が有徳の人として自立し、夢を実現できる地域をめざして」を基本理念とし、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を推進する。

6. 基本方針
 理念の実現のため、次の3つの基本方針を設定し、施策を推進する。
 ①すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援
 ②ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援
 ③子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進

7. 計画の推進に向けて
 計画を推進するために、県における全庁的な取組体制を強化し、国、他自治体、民間組織と連携する。

8. 計画の体系
 ※右図参照

第2章 子供・若者を取り巻く現状と課題

1. 子供・若者の生活状況と意識
 ・毎日、朝食を食べているわけではない児童生徒が約5%いる。
 ・睡眠時間が一定ではない児童生徒がいる。
 ・放課後の過ごし方は、テレビ等の視聴、ゲーム、インターネットの利用が多く、勉強や読書を上回っている。
 ・大半が高い規範意識を持っているものの、5%の児童生徒がはじめを必ずしもいけないと考えている。
 ・多くの児童生徒が自己を肯定的にとらえている。
 ・将来への夢や希望を持っている児童生徒の割合は、小学生と比べると中学生は大きく下回る。
 ・地域の行事に参加する児童生徒の割合は全国平均を大きく上回る一方、地域や社会をよくするために何をすべきかを考える児童生徒は4割を下回っている。

2. ICT社会における子供・若者の状況
 ・ネットやゲームの平日1日の使用時間は、乳幼児～高校生では15分～1時間、大学生等では3～4時間が多い。
 ・子供・若者が使用している情報端末は多様化し、ネットサービスも小学生から多くが利用している。
 ・情報リテラシーは、子供・若者だけでなく、大人も十分とは言えず、子供から大人まで学ぶ必要がある。
 ・子供・若者が、ネットやスマホは人間関係構築に有用だと考えている。
 ・家族とのコミュニケーションの多い者は、生活に充実を感じやすく、ネットやスマホを離れた日頃のコミュニケーションを大切にしている。
 ・ネットやスマホ等を長時間利用しているという感覚等、ネット利用に関する認識・感覚は、世代間やネット利用の多少により、隔たりがある。ネット・スマホ等の指導・支援は、互いに理解できるように進めることが大切。

3. 困難な状況ごとの子供・若者の状況
 ・全国の15～39歳の若年無業者は77万人で、35～39歳が20万人と最も多い。全国の15～39歳のひきこもりは54.1万人で、35～39歳が2割以上で、30代は4割を超える。
 ・不登校児童生徒数は増加傾向。
 ・いじめの認知件数は増加傾向。小学校は学年が進むほど増える傾向があり、中学校では1年生をピークに減少する。
 ・特別支援教育対象児童生徒は、平成9年以降、増え続けている。
 ・刑法犯・特別法犯で検挙・捕縛された少年は、減少傾向。平成28年は中学生が8割を占めた。
 ・生活保護世帯の子供の進学率は、県内全体と比べると低い。
 ・外国人児童生徒数は、小中高それぞれで増加傾向にある。
 ・10代、20代、30代の死因の第1位は自殺。
 ・児童虐待の相談件数は平成12年と比較すると、平成28年はおよそ5.6倍に増加した。

第3章 子供・若者施策の展開



発 行

第 2 期しまだ大井川『子ども・若者プラン』

発行日 平成 31 年 3 月

発 行 島田市

事務局 〒427-0042

静岡県島田市中央町 5 番の 1

島田市教育委員会社会教育課

E メール：syakaikyoiiku@city.shimada.lg.jp

TEL：0547-36-7963

FAX：0547-37-2880